茨木市次世代育成支援行動計画

(第3期:平成27~31年度)

次代の社会を担う子どもたちを育むまち"いばらき"

~子どもの最善の利益が実現される社会を目指して~

(素 案)

平成26年(2014年)11月



茨 木 市

目 次

第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1節 計画の趣旨1
1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 他計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第3節 計画の期間と推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 計画の推進体制と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 計画の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1節 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第2節 施策展開についての考え方・・・・・・・・・・・・・・・ 7
1 ライフステージに沿った施策の展開
(1) 妊娠・出産期 ~ 安心して妊娠・出産できるように ~ 8
(2)就学前期 \sim のびのびと子どもが育ち、安心して子育てできるように ~ 8
(3)小・中学校期 ~ 「生きる力」と豊かな感性が育まれるように ~・・・ 9
(4) 青年期 ~ 心豊かな次代の親が育つように ~
2 社会的な支援が必要な子どもや家庭に対する施策の展開~ 社会的な支援
が必要な子ども・家庭が安心できるように ~
3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた施策の展
開 ~ 仕事と生活の調和がとれるように ~ ・・・・・・・・・・・・・ 10
4 施策展開のイメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第3章 次世代育成支援行動計画(後期計画)の総括・・・・・・・・・・・13
第1節 基本目標ごとの取組状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
1 すべての子育て家庭を支える環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(1) 地域での子育て支援サービスの充実
(2) 子育て支援ネットワーク化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
2 仕事と子育ての両立ができる環境づくり
(1) 男女共同参画による子育ての推進
(2)仕事と生活のバランスが図れる職場環境の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

3 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり		17
(1) 就学前教育・保育の充実		17
(2) 特色のある学校教育の充実	• • •	17
(3) 地域との協働で進める子育て・子育ち支援活動活性化・・・・・・・・		19
(4)子どもの視点を取り入れた社会づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		19
4 子どもを生み、育てやすい環境づくり	• • •	20
(1) 母と子の健康を育む環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		20
(2) ひとり親家庭への支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		21
(3)障害のある子どもをもつ家庭への支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	21
(4) 配慮が必要な子どもがいる家庭への支援の充実		22
(5) 児童虐待防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
5 安心して子育てができる環境づくり		23
(1) 子どもや子育て家庭のためのバリアフリーで安全なまちづくり・・・		23
(2) 子育て家庭への経済的支援の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		23
第2節 計画の数値目標の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
1 定期的な保育等に関する事業		24
2 一時預かり保育等に関する事業		
3 地域における子育て支援に関する事業		26
第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第1節 ライフステージに沿った施策の展開		
1 妊娠・出産期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
(1) 子どもを生み育てるための意識啓発		
(2) 妊産婦の健康保持・増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		28
2 就学前期		30
(1)子どもの健康保持・増進		30
(2)就学前教育・保育の充実		31
(3)子育て支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		33
(4) 地域ぐるみの子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		36
(5) 安心して外出できる環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		38
3 小・中学校期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		39
(1) 特色ある学校教育の充実		39
(2) 学校・地域・家庭の連携		
(3) 安全で安心な居場所づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
(4)子どもの視点を取り入れた社会づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	45

4 青年期 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	46
(1)若者の自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
(2) 青少年の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
(3)体験活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
第2節 社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
1 ひとり親家庭支援	49
2 障害のある子どもを養育する家庭への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
3 児童虐待防止	54
4 外国人など配慮が必要な家庭への支援	56
5 子どもの貧困対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
第3節 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた	施策の
展開	
1 意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 職場環境の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第5章 子ども・子育て支援事業の推進	
第1節 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 教育・保育提供区域設定の考え方	
2 本市における教育・保育提供区域	
第2節 子ども・子育て支援事業についての考え方	
1 「量の見込み」と「確保方策」を設定する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 量の見込み設定についての考え方····································	
3 平成 27 年度から 31 年度までの推計児童数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
第3節 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容・・	
1 1号認定	\cdots 67
2 2 号認定	
3 3 号認定	• • • 79
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容・・・・・・	
1 【新規】利用者支援事業	
2 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター、つどいの広場)	
3 妊婦健康診査事業	
4 乳児家庭全戸訪問事業	
5 養育支援訪問事業	
6 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事	
(1) ショートステイ事業	
(2) トワイライトステイ事業	95

7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ・・・・!	96
8	一時預かり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
(1)幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり	
	保育)	97
(2) その他の一時預かり (保育所等)	01
9	時間外保育事業(延長保育事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	04
10	病児·病後児保育事業······16	07
11	放課後児童健全育成事業(学童保育) · · · · · · · 10	08
12	【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・・・・・・・・1	12
13	【新規】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・・・ 1	12

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

1 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行に伴って、労働力人口の減少や就労環境の変化、社会保障負担の増加の一方、核家族化の進行による地域社会の活力低下など社会経済情勢を背景に、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化しており、次代の子どもを育成するためには、子育てを社会全体で支援していくことが一層重要となっています。

国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法*1」(以下、「次世代法」という。)を制定し、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成24年には、子ども・子育て支援法(以下、「支援法」という。)を含む「子ども・子育て関連3法*2」を制定しました。この法律に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度となる「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」という。)を平成27年4月から導入することとなりました。

新制度は、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、障害、疾病、虐待、貧困など社会的支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざしています。

また、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援 等を総合的に推進していくこととしています。

これらの取組を計画的に推進するため、支援法では、市町村に対し「子ども・子育て支援事業計画」(以下、「事業計画」という。)の策定を義務付けています。

また、平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(以下、「改正次世代法」という。)が成立したことにより次世代法が10年間延長されました。次世代法に基づく「次世代育成支援行動計画」(以下、「行動計画」という。)は、「事業計画」と一体のものとして策定することが可能とされました。

本市においては、支援法の趣旨や新制度の考え方、並びに平成26年度までの行動計画に基づく取組みの評価・課題を踏まえ、次世代育成支援に関する施策と子ども・子育て支援事業とを一体的・総合的に推進するため、平成27年度から5年間を一期とする「茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の目的

本市では、平成17年3月に、次世代法に基づき「茨木市次世代育成支援行動計画 (前期計画:平成17年度から21年度)」を、また、平成22年3月には前期計画を評価の上、さらに発展的な施策を定めた「茨木市次世代育成支援行動計画(後期計画:平成22年度から26年度)」を策定し、基本理念『子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち - 茨木市』のもと、家庭と地域、企業や行政が一体となり、次世代育成支援に関する取組みを進めてきました。

今後は、後期計画での取組を継承しつつ、新制度の趣旨を踏まえ、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」のための取組を推進するとともに、結婚から妊娠・出産、子育てなどの各ライフイベント*3での支援をはじめ、乳幼児期から青少年期までに至る切れ目ない支援のほか、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭や要保護児童への支援、家庭と仕事の両立支援など、本市において子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

これら課題の解決に向け、本計画を策定し、子ども・子育てに関する給付・事業の計画的な確保・実施に加え、次世代育成支援施策を含む総合的な施策を一層推進します。

*1 次世代育成支援対策推進法

国の少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために制定された法律。この法律に基づき、国・地方公共団体だけでなく、企業にも次世代育成支援のための行動計画を策定することを求めています。平成27年3月31日までの時限立法でしたが、平成37年3月31日まで10年間延長されています。この措置は、平成25年12月に労働政策審議会雇用均等分科会で取りまとめた報告書に基づくもので、次世代育成支援対策推進法を延長し、今後の10年間を更なる次の取組期間とするほか、男性の育児休業取得基準に係る中小企業の特例拡充や、女性の育児休業取得基準の見直し等、認定基準の見直しを行っている。また、現行制度とは別に、より高い水準を目指す、新たな認定制度を創設するとしています。

*2 子ども子育て関連3法

次の3法を指します。

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

*3 ライフイベント

人生の節目に起こるさまざまな出来事のこと。誕生、就学・就職、結婚、・出産・子育てなど。

第2節 計画の性格

1 位置付け

本計画は、改正次世代法第8条で規定する「市町村行動計画」(次世代育成支援行動計画・任意策定)に位置づけられ、支援法第2条(基本理念)を踏まえ、同法第61条で規定する「子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)と一体的に策定しています。

また、本計画には、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で規定する「母子家庭 等及び寡婦自立促進計画」並びに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する 「市町村子ども・若者計画」に関する施策を含んでいます。

■関係法律の関連条文(抜粋)

【次世代育成支援対策推進法】

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

【子ども・子育て支援法】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援 事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・ 子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【母子及び父子並びに寡婦福祉法】

(自立促進計画)

- 第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更 しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定め るものとの調和を保つよう努めなければならない。
 - 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする 施策の基本となるべき事項
 - 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上の ために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

【子ども・若者育成支援推進法】

(都道府県子ども・若者計画等)

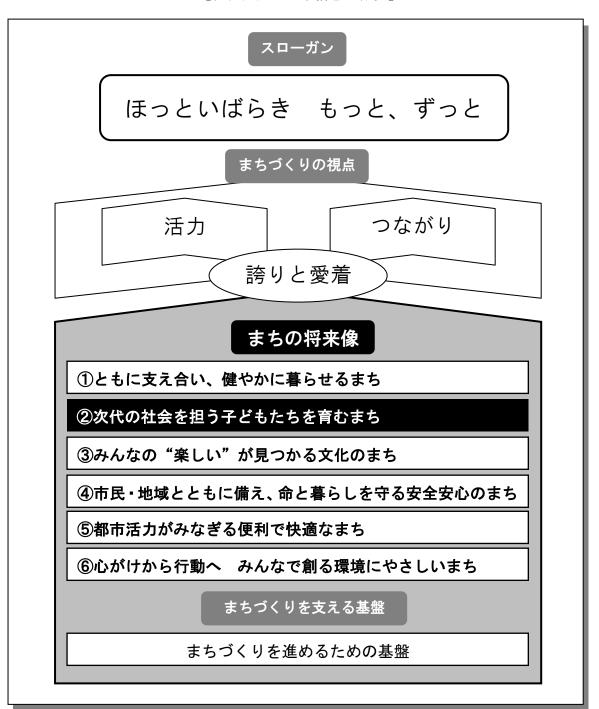
- 第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
 - 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 他計画との関係

本計画は、福祉をはじめ保健・医療、教育、労働、生活環境など市政の各分野に わたる総合的な計画として策定するものです。

本計画は、まちづくりの総合的指針である「第5次茨木市総合計画」を上位計画 とし、総合計画の基本構想で目指す6つのまちの将来像のうち、「次代の社会を担 う子どもたちを育むまち」の実現のための一翼を担う分野別計画となるものです。

【総合計画・基本構想の概要】



また、本計画は、大阪府の「(仮称)大阪府子ども総合計画」をはじめ、「茨木 市総合保健福祉計画」を上位計画とする保健福祉に関する計画や「茨木市男女共同 参画計画」などの関連計画等と連携を図り推進していきます。

【関連計画等との関係図】



次世代育成支援対策推進法

子ども・子育て支援法

母子及び父子並びに寡婦福祉法

子ども・若者育成支援推進法

《 茨木市 》

第5次茨木市総合計画

まちの将来像

次代の社会を担う子どもたちを育むまち



1

《大阪府》

(仮称) 大阪府子ども総合 計画

茨木市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策市町村行動計画

子ども・子育て支援事業計画

母子家庭等及び寡婦自立促進計画

子ども・若者計画





総合保健福祉計画

- ○地域福祉計画
- ○健康いばらき21・食育推進計画
- ○障害者施策に関する第3次長期 計画・障害福祉計画
- 〇高齢者保健福祉計画·介護保険事 業計画

男女共同参画計画

他関連計画等

第3節 計画の期間と推進体制

1 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から31年度までとします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ 等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 計画の推進体制と進行管理

本計画の進行にあたっては、次世代育成支援施策、子ども・子育て支援事業について市民への広報・啓発に努めるとともに、「茨木市こども育成支援会議」が計画の進行管理を行います。

会議では、特定教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保状況のほか、次世代育成支援に関する施策(事業)の進行状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議します。

また、協議内容等については、市民への情報提供に努めます。

第2章 計画の構想

第2章 計画の構想

第1節 計画の基本理念

本計画の策定の趣旨で述べた子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるための 課題解決にあたり、その基本原則となる考え方(基本理念)を次のとおり定め、子 ども・子育てや次世代育成に関する様々な施策の展開を図ります。

次代の社会を担う子どもたちを育むまち"いばらき"

~「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して ~

第2節 施策展開についての考え方

本計画では、児童の権利に関する条約において定められている4つの包括的権利 (「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」)を前提に、「子ども の最善の利益」が優先されるよう、子どもの視点に立ちながら施策を展開します。

また、子どもの年齢や家庭の経済力、家族形態などに関係なく、すべての子育て家庭に対するすき間のない支援とともに、妊娠・出産期から子どもの育成支援まで、子どもの成長過程に沿った相談や情報提供をはじめ、必要な支援を切れ目のなく、きめ細かく行う視点に立ちながら施策を展開します。

さらに、行政だけの公的な支援だけでなく、地域における主体的な子育て支援活動と連携・協働し、「子育てでつながる地域社会」を実現する視点に立ちながら施策を展開します。そのため、これから親になる人や子育て中の親子に対し、市民一人ひとりが自分でできるほんの少しの気遣いや手助けしたい気持ちを言葉と行動で表すことができる人と環境づくりを推進します。

1 ライフステージに沿った施策の展開

本計画に定める子ども・子育でに関する施策は、保健福祉、医療、教育、労働、 生活環境等あらゆる分野に関わり、また妊娠・出産期から青年期に至るまでのライフステージにわたることから、各分野、各ライフステージにおいて、ニーズや課題 に沿った適切な施策を展開する必要があります。

ライフステージを、①妊娠・出産期、②就学前期、③小・中学校期、④青年期の 4つのステージに分け、それぞれの段階における課題解決に向け取り組むべき施策 や事業を定め計画的に推進します。

各ステージにおいて取り組むべき施策の考え方は次のとおりです。

(1)妊娠・出産期 ~ 安心して妊娠・出産できるように ~

これから親となる世代が、将来子どもを生み育てたいと思えるように、生命をつなぐことの意義をはじめ、子どもを生み育てることや家庭を築くことの大切さなどの理解を深めるための教育や啓発を充実します。

また、妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児ができるようように、妊娠期における健康の保持・増進をはじめ、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や育児支援などを充実します。

【施策の方向】

□ 子どもを生み育てるための意識啓発	
□ 妊産婦の健康保持・増進	

(2) 就学前期 ~ のびのびと子どもが育ち、安心して子育てできるように ~

子どもが健やかに成長し、保護者が子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援や母子保健サービスの充実を図るとともに、子育てを地域全体で支援し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、就労形態の多様化に伴う保育サービスのほか、幼児期の教育に対するニーズに応える事業など、すべての子育て家庭のニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

【施策の方向】

子どもの健康保持・増進
就学前教育・保育の充実
子育て支援サービスの充実
地域ぐるみの子育て支援
安心して外出できる環境整備

(3) 小・中学校期 ~ 「生きる力」と豊かな感性が育まれるように ~

すべての児童・生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することで、「生きる力」を向上させるとともに、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通した信頼される学校づくり」を推進します。

また、子どもが地域で安全・安心に過ごすことができる居場所の充実や、子ども 自身がまちづくりに参加・参画できる機会の充実を図ります。

【施策の方向】

□ 特色ある学校教育の充実	
□ 学校・地域・家庭の連携	
□ 安全で安心な居場所づくり	
□ 子どもの視点を取り入れた社会づくり	

(4) 青年期 ~ 心豊かな次代の親が育つように ~

多様な社会活動への参加や幅広い体験を通し、自ら考え、自ら行動する力を身につけ、また就労や結婚、出産、子育てなど、自身の将来について主体的に向き合い、自己実現に向けて前向きに取り組み、夢や目標を実現することができる自立した子ども・若者の育成を図ります。

さらに、家庭や学校、地域の関係者等との連携のもと、子ども・若者の健全育成 を図り、心豊かにたくましく成長することができるよう支援します。

【施策の方向】

$\overline{}$

2 社会的な支援が必要な子どもや家庭に対する施策の展開~ 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できるように ~

家族構成や家庭環境、国籍などに関係なく、多様性を認め合い、「子どもの最善の利益」が優先されながら育成されるよう、支援が必要な子どもや家庭に対し、関係機関・団体が連携した対策を推進し、社会全体が温かく見守る環境づくりに取り組みます。

ひとり親家庭には、きめ細かな福祉サービスの展開をはじめ、就業支援や経済的支援など総合的な取組を推進します。また、障害のある子どもを養育する家庭には、障害の状況に応じた適切な保育・療育・教育や福祉サービスが提供される体制の充実を図ります。さらに、児童虐待の防止に向けた取組を強化するとともに、児童虐待の早期発見、虐待を受けた子どもの保護や自立支援などのための支援を推進します。そのほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」並びに「子供の貧困対策に関する大綱」が施行されたことを踏まえ、本市においても、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

【施策の方向】

	•
□ ひとり親家庭支援	
□ 障害のある子どもを養育する家庭への支援	
□ 児童虐待防止	
□ 外国人など配慮が必要な家庭への支援	
□ 子どもの貧困対策	

3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた施策の 展開 ~ 仕事と生活の調和がとれるように ~

男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれた暮らし方を送ることができるようにするため、働き方の見直しなど、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」や育児休業法等について企業や労働者に対し啓発や情報提供を図ります。

また、男女均等な就業機会の確保と雇用促進を図り、結婚や出産、子育てや介護などを理由に就労が中断しても、労働者の希望に応じ働き続けられる職場環境の改善・充実を企業に働きかけます。

【施策の方向】

		$\overline{}$
意識啓発		
職場環境の改善		
		_

4 施策展開のイメージ図

次代の社会を担う子どもたちを育むまち "いばらき" ~ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して ~

青年期

- ■心豊かな次代の親が育つように
 - ◇若者の自立支援
 - ◇青少年の健全育成
 - ◇体験活動の充実

妊娠•出産期

- ■安心して妊娠・出産できるように
 - ◇子どもを生み育てるための意識 啓発
 - ◇妊産婦の健康保持・増進



小 • 中学校期

- ■「生きる力」と豊かな感性が育まれるように
 - ◇特色ある学校教育の充実
 - ◇学校・地域・家庭の連携
 - ◇安全で安心な居場所づくり
 - ◇子どもの視点を取り入れた社会づくり



就学前期

- ■のびのびと子どもが育ち、安心して 子育てができるように
 - ◇子どもの健康保持・増進
 - ◇就学前教育・保育の充実
 - ◇子育て支援サービスの充実
 - ◇地域ぐるみの子育て支援
 - ◇安心して外出できる環境整備

- ■仕事と生活の調和がとれるように (ワーク・ライフ・バランスの実現)
 - ◇意識啓発
 - ◇職場環境の改善

■社会的支援が必要な子ども・家庭が安 心できるように

- ◇ひとり親家庭支援
- ◇障害のある子どもを養育する家庭 への支援
- ◇児童虐待防止
- ◇外国人など配慮が必要な家庭への 支援
- ◇子どもの貧困対策



第3章 次世代育成支援行動計画(後期計画) の総括

第1節 基本目標ごとの取組状況と課題

行動計画(後期計画)(以下、「後期計画」という。)では、『子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち-茨木市』を基本理念として、次の5つの基本目標を柱に、様々な子育て支援施策の展開を図ってきました。

■ 計画の基本理念 ■

子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち一茨木市

■ 基本目標 ■

- 1 すべての子育て家庭を支える環境づくり
- 2 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 3 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり
- 4 子どもを生み、育てやすい環境づくり
- 5 安心して子育てができる環境づくり

後期計画における基本目標ごとの取組み状況の総括の結果は、次ページ以降のとおりです。

それぞれの取組状況の評価・課題整理に際し、下記の調査や意見交換等で出された、子育て家庭の保護者のニーズや地域で子育て支援などに取り組む団体等の意見を参考にしました。

- ・茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査 (就学前児童及び小学生の保護者)
- ・茨木市次世代に関するアンケート調査(中学生・高校生)
- ・茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査 (通所支援サービス利用保護者)
- ・学童保育に関するニーズ調査報告書
- ・関係団体等との意見交換

1 すべての子育て家庭を支える環境づくり

(1) 地域での子育て支援サービスの充実

① すべての家庭に対する子育て支援サービスの充実

全体として子育て家庭への支援サービスは充実してきていると評価しています。

乳児家庭全戸訪問は、生後4か月までの乳児のいる家庭を全訪問し、関係機関との連携により複数回訪問・重点訪問を行った結果、必要な支援につなげることができました。

また、子育て支援総合センター・保育所での一時預かりや出前型一時保育は、 ニーズが高く、利用者が増加していますが、逆に幼稚園の一時預かりは1園が 廃園となったことで利用者が減少しています。

ショートステイ、トワイライトステイ、産前・産後ホームヘルパー派遣については、利用のしやすさ等、利用希望者から様々な要望があり、運用方法等の見直しが必要です。

② 各種相談機能・情報提供の充実

子育て支援課が実施する子育て相談、保健医療課が実施する子育て相談・栄養相談・保健相談、教育センターが実施する言語障害児教育相談、人権・男女共生課が実施する女性・男性のための相談など、いずれも相談件数は増加しており、相談に対するニーズは高くなっています。

教育センターの教育相談・子ども本人からの相談対応にあたっては、保護者や児童生徒の問題の早期の解決を図ることができるよう、学校や関係機関との連携をより一層強化する必要があります。

また、子育てハンドブックを電子化するなど、内容を随時更新できるようにし、電話や電子メール、面接など多様な方法による相談・情報提供を行うとともに、情報が届かない、情報をうまく入手できない保護者等へのアウトリーチやフォローも必要となります。

③ 親子交流の場の充実

保育所・幼稚園の地域開放については、1園が閉園し、また天候や感染症の流行の影響などにより参加者は減少しています。子育てサロンやつどいの広場等が充実したことから、赤ちゃんと保護者のつどいについては、事業の実施方法や内容を検討する必要があります。

つどいの広場は、子育て家庭がより身近なところで利用しやすくなるよう、 開設場所の充実と一時保育室の拡充を図る必要があります。

青少年センター各種講座は、幅広い体験活動の場として利活用してもらえるよう、内容の一層の充実が求められます。

(2) 子育て支援ネットワーク化の推進

① 家庭教育支援の充実

親支援プログラムや卒乳講座など子育て支援総合センターで実施する各種講座の参加希望が増加していることから、実施方法や開催時間等を見直し、受講者がより参加しやすい環境づくりに努めることが必要です。

また、家庭教育学級についても、受講者数に応じた運用を行ったことで講座 の充実を図ることができました。

ブックスタートは、絵本を通じ親子がふれあう機会を提供するとともに、読書の大切さを理解してもらうことに重要な役割を果たしていますが、絵本の選定等を工夫し取り組む必要があります。

② 子育て相互支援活動への支援

子育て支援団体のネットワーク化については、子育て支援団体連絡会への参加を継続的に呼びかけることにより、初参加の団体が増え、さらなる連携・協力が図られました。

民生委員・児童委員、主任児童委員活動では、子どもに関する相談・支援件数や福祉まるごと相談会の相談件数が大幅に増えており、民生委員・児童委員、主任児童委員が地域での身近な相談相手として定着してきています。

2 仕事と子育ての両立ができる環境づくり

(1) 男女共同参画による子育ての推進

① 男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共同参画の講座やカレンダーの配布等を通して女性問題や男性問題に関する情報提供と意識啓発を図るなど、男女共同参画について理解を深める取組を行いました。

今後も、講座の内容や発行形態等について検討し、効果的な啓発を実施する 必要があります。

② 父親の子育て参加の支援・促進

両親教室や父親対象の子育て支援講座など、妊婦やその配偶者を対象とした 講座を開催していますが、参加者は減少傾向にあります。講座内容や実施方法 等の見直しなど、参加促進を図る方策の検討が必要です。

(2) 仕事と生活のバランスが図れる職場環境の推進

① 仕事と生活の調和についての意識啓発

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての啓発は、リーフレットやカレンダーの作成のほか、リーフレットの窓口配置や啓発グッズの配布、セミナー等の開催により情報提供と意識啓発を図っています。

また、指定管理者の候補者選定における選定基準を改正し、子育て支援の取組み等について採点に反映することを可能としました。

次世代育成支援対策推進法が10年延長されたことに伴い、引き続き一般事業 主行動計画の届出や新たな認定制度が創設されたことを周知する必要がありま す。

② 就職・再就職への支援

就職支援・就職サポート事業での相談により就職者数や就労相談件数は増加 しており、事業の一定の効果がみられます。

今後も就職支援制度や施策の周知に努め、本事業の利用促進に取り組む必要があります。

(3) 仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実

① 待機児童の解消と保育環境の充実

保育所の新設や増改築、拡張による定員変更により待機児童の解消に努めてきました。一定効果はありましたが、引き続き、待機児童の解消に向け施設整備をはじめ、新制度を活用した総合的な解消対策について検討する必要があります。

② 多様な保育サービスの充実

病児保育は、市民の周知を図るため見学会を行い利用者は増えましたが、更なる周知が必要です。病後児保育(体調不良児対応)の実施か所数については、整備目標を達成しました。

病児保育(病児対応)、病後児保育(病後児対応)、休日保育については利用者が少ないことから、事業の周知を図るとともに、利用者のニーズ等を把握した上で利用促進につながる方策の検討が必要です。

午後7時以降も子どもを保育所で預かり保育する延長保育は、8か所の認可保育所で実施していますが、就労形態や就労時間の変化に伴うニーズの高まりに十分対応できるよう、さらに延長保育の充実を検討することが必要です。

障害児保育については、障害がある子どもへの理解が進み支援につながっており、今後も人的、物的環境に配慮するとともに、職員研修の充実を図る必要があります。

③ 放課後児童サービスの充実

共働き世帯の増加に伴う学童保育ニーズに対応するため、児童の集団規模の 適正化による分割運営を計画的に行うなど、事業内容の一層の充実に努める必 要があります。

一方、学童保育指導員を対象とした知識・技能向上のための研修会は、開催 回数、参加者数ともに増加しています。今後も保育の質を高めるとともに、指 導員の能力技能・専門性の向上に向けた研修の充実を図る必要があります。

3 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり

(1) 就学前教育・保育の充実

① 保育所保育の充実

保育所では、早期療育の観点から心理判定員の巡回ニーズが高く、引き続き 関係機関と連携しながら支援を進める必要があます。

職員研修は、公私立・認可外の保育施設を対象にした人権保育研修や職員アンケート等による課題別研修を行うことによりスキルアップが図られました。また、幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との接続が円滑に進むよう、ジャンプアッププラン28による幼稚園・保育所・小学校の連携を深める必要があります。

② 幼稚園教育の充実

幼稚園教諭の研修については、保育所の看護師から日常的に役立つ技術を習得するための研修を受けることができました。

今後は、ジャンプアッププラン28による幼稚園・保育所・小学校の連携を強化するとともに、合同研修会を実施し、就学にあたっての職員間の共通認識と知識・技能の向上を図ることが必要です。

また、新制度の導入により、施設型給付へ移行する私立幼稚園の動向を把握するとともに、認定こども園化を見据え、就園助成のあり方について検討する必要があります。

(2)特色のある学校教育の充実

① 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進

教職員の研修等については、ニーズにあった研修を実施することにより、指導力の向上につながりました。今後は、教職経験年数に応じた研修の実施する必要があります。

各小・中学校の総合学習の充実や校内研修の実施などにより、子どもの理解

度に応じた学習指導を行うなど、教職員のスキルアップにつながっています。

児童生徒の勤労観・職業観を育てるため、学力向上担当者会において、キャリア教育中学校区全体計画を作成しました。今後、学校園間の共有を図り、実践に向けた取組を進める必要があります。

情報モラル教育については、小・中学校でインターネットによるトラブルが発生、増加していることから、警察や携帯電話会社と連携した早期の段階での教育と保護者への啓発を充実する必要があります。

また、外国人保護者への通訳派遣については、多様な言語に対応できるよう 通訳者を確保する必要があります。

さらに、小・中学校の入学準備が円滑にできるよう、就学援助費の早期支給 に取り組む必要があります。

② 不登校・ひきこもり・いじめ対策の推進

スクールソーシャルワーカーの配置やひきこもりに関する関係機関ネットワークを整備し連携を強化しています。

スクールカウンセラーや弁護士等の専門家からの助言により、いじめ・不登校児童生徒に対する迅速な対応につながりました。また、教育センターと学校との連携により、ふれあいルームから学校復帰児童生徒数を大幅に増やすことができました。

しかし、不登校が低年齢化していることから、引き続き小学校・中学校の連携を一層強化し、早期対応に努める必要があります。

スクールソーシャルワーカーについては、各校のニーズが高く、それに対応 できるよう、配置時間と回数を増やすなど体制の充実を図る必要があります。

③ 特別支援教育の充実

専門知識向上のための研修会については、1回あたりの参加者数は増加し、 支援教育への関心が高まっています。今後は、現場で活用できるニーズに応じ た研修内容の充実が必要です。

就学指導については、就学前期機関や学校において適切な対応ができている かどうか検証を行う必要があります。

発達相談の件数・延べ回数が増加している中、会議の実施方法等の工夫により待ち時間を年間通じて1か月以内にとどめることができました。

④ 次代の親と幼児との交流の促進

乳幼児との出会いや赤ちゃんだっこプログラムなど、子どもを生み育てることや生命の大切さなどを学ぶための各校での取組を支援しています。

また、中学生・高校生の子育てや子どもを持つことに対する戸惑いや不安感の軽減を図るため、子育て中の親子とふれあう機会を提供しました。

今後も、ふれあい交流などを通じ、乳幼児とふれあう機会を充実することが

必要です。

(3)地域との協働で進める子育て・子育ち支援活動活性化

① 地域の資源を生かしたボランティア活動や体験活動等の促進

放課後子ども教室は、今後も地域住民の参画により事業の継続実施ができるよう方策を研究します。また、参加者の増加は、事業に対する児童・保護者の期待の表れであることから、開催日を増やす等について検討する必要があります。

こども会、スポーツ少年団、こどもエコクラブについては、会員数が減少していることから、参加したくなるような活動内容のあり方や周知方法について検討が必要です。

図書館の各種行事については、全図書館・分室でのおはなし会の定着により、 また、青少年野外活動センターでは、小学校自然宿泊体験学習の実施により、 いずれも参加者が増加しています。

② 子どもの健全育成のための地域環境の改善の推進

犯罪の抑止と安全・安心な都市の実現を図るため、防犯カメラの設置などに 取り組む必要があります。

また、スポーツ環境の整備については、スポーツ教室が充実したことにより 参加者の拡大につながっています。

地域における児童・生徒の居場所づくりは、後期行動計画の期間中は未実施であったため、関係課による庁内検討会議を設置するなど、居場所づくりの検討に向けた取組が必要です。

(4)子どもの視点を取り入れた社会づくり

① 「児童の権利に関する条約」の啓発・普及の促進

「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に向けた取組としては、子どもの権利に関する内容を掲載したカレンダーを作成・配布しました。

引き続き、多様な機会や方法を活用し、条約の周知に努める必要があります。

② 子どもも参加できるまちづくり

「子ども学習 未来へ発信!」(小学生対象)や「まちづくり塾」(小学3年生から中学3年生対象)などに参加することで、小学生の市政への理解を深め、まちづくりへの関心を高めることができました。

今後、まちづくり塾については、保護者と一緒に参加できる内容の検討が必要です。

4 子どもを生み、育てやすい環境づくり

(1) 母と子の健康を育む環境づくり

① 妊産婦・子どもの健康の保持・増進

母子健康手帳交付時に保健師による面接相談を実施し、課題のある妊婦等への早期支援につなげています。

乳幼児健康診査や訪問指導については、引き続き、それぞれの関係機関との 連携により、必要な支援につなげていくことができるよう体制の強化が必要で す。

② 食育の推進

保育所・幼稚園では菜園活動を通した食育活動を推進しています。また、保育所では、安全で栄養バランスのとれた給食を提供するため、食育検討会等を開催しています。茨木市産の食材を使用していますが、入所児や保護者への周知が行き届いていません。

小・中学校では、「食に関する指導の全体計画」を作成し、給食指導や各教科等の学習内容と関連付けながら食育を推進しています。

今後、中学校の栄養教諭を活用し、食育に関する計画や実践交流ができるよう、小学校と中学校との連携を進める必要があります。

離乳食・幼児食講習、子どもクッキングについても、引き続き健康的な食生活を学ぶための機会として提供するとともに、事業の拡充の必要性も含め検討する必要があります。

③ 思春期保健対策の推進

もく浴人形、妊婦シミュレーターの貸出件数が減少しており、学校関連機関への周知についても検討する必要があります。

デートDV防止に向けた啓発については、ファシリテーターのさらなるスキルアップを図り、より直接的で効果的な啓発につなげる必要があります。

④ 小児救急医療体制の充実

小児救急の広域化に伴い、平成26年3月末で茨木市保健医療センター附属急病診療所の小児科を廃止しました。

今後、高槻・島本夜間休日応急診療所の小児患者の増加に対応するため、診療体制の一部を1診から2診に強化するなど体制の確保に努めることが必要です。

(2)ひとり親家庭への支援の充実

① 相談・支援体制の充実

ひとり親自立支援員が様々な機関と連携を図り、ひとり親の相談内容に応じて各種制度の窓口等へつなぐなど課題の解決に向けた支援を実施しています。

父子家庭も相談・支援の対象となることから事業の周知を図る必要があります。

② 子育て・生活支援の充実

母子福祉会への補助金は廃止しましたが、活動の活発化を促進する方策を検 討する必要があります。

また、保育所や学童保育室への入所・入室について、今後も、ひとり親世帯の受け入れを優先し、自立支援に取り組む必要があります。

③ 就労支援の充実

資格取得・技能習得のための支援は、ひとり親自立支援員の適切な見極めにより、支給者の就業実績は増えています。

また、求職者の状態に応じた様々な就労支援について取組の効果が上がっており、今後も就職支援制度や施策の周知に努め、サービスの利用促進を図ることが必要です。

④ 経済的支援の充実

児童扶養手当の現況届の会場で、JR通勤定期乗車券購入証明書及び万博公園内施設割引証の制度周知を行ったことで交付件数が増加しました。

また、母子家庭への福祉資金の貸付は、平成26年10月から父子家庭も対象になったことから、より一層の周知・普及に努める必要があります。

(3) 障害のある子どもをもつ家庭への支援の充実

① 療育相談・指導の充実

引き続き、健診後の早期フォローに努め、早期療育が効果的にできるよう環境整備を図る必要があります。

また、「ばら親子教室」の併用教室のニーズが高く、利用希望の待機児が出ないよう併用教室の拡充が必要です。さらに、「すくすく教室」「ばら親子教室」の在園児・卒児が連続した支援を受けられるよう関係機関との連携の充実が必要です。

小・中学校の巡回相談については、対象児童の実態把握や学校内での支援体制の強化などに対する助言や提案をしていくことが必要です。

② リハビリテーションの充実

あけぼの学園は、今後、児童発達支援センターの役割を果たすため、地域支援体制の整備が求められます。

③ 地域での自立生活を支援するサービスの充実

自立支援給付事業や地域生活支援事業の利用者は増加しています。

やってみよう運動会は、参加者数が減少していることから早期に案内を出し、 担任を通じて保護者への呼びかけを行うことが求められます。

また、学童保育での障害のある児童の受け入れは、支援のスキルを学ぶ連続 講座や生活しやすい環境づくり等を学ぶ保育実習を実施したことで、指導員の 知識・技能の向上につながっています。

④ 経済的支援の充実

障害のある子どもの養育に関する手当や支援学級等就学奨励費などを支給しています。支援学級等に在籍している児童・生徒数は増加しており、引き続き、特別児童扶養手当や支援学級等就学奨励費について、利用促進のため周知を図る必要があります。

(4) 配慮が必要な子どもがいる家庭への支援の充実

① 相談・支援の充実

子育て支援に携わる職員に養育支援家庭訪問事業を周知し、支援が必要な家庭を本事業につなげられるよう連携を密にする必要があります。

また、健康福祉セーフティネットでは相談件数が増加しています。これは、 地域福祉ネットワークの基盤となることからも、ネットワークの対象となる構 成メンバーを見直す等により、早急に全小学校区に設置を目指す必要がありま す。

(5) 児童虐待防止対策の推進

① 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

こども相談室の職員を対象にスキルアップに向けた研修を実施したことで、 より適切な対応ができました。虐待に至る前に「こども相談室」で気軽に相談 ができることについて周知をより一層図る必要があります。

また、要保護児童対策地域協議会の実務者対象のスキルアップ研修の実施にあたっては、それぞれの役割に対する理解を深める内容とする必要があります。 要保護児童をはじめ、要支援児童や特定妊婦も含め早期対応・予防に努める必要があります。

② 家庭へのサポート

児童虐待への対応については、改訂した児童虐待対応マニュアルが各所属機関で有効に活用されるよう説明・研修が必要です。また、乳幼児健診時に遊びの指導を通じて不適切な関わりを早期発見することで、虐待予防に努める必要があります。

5 安心して子育てができる環境づくり

(1)子どもや子育て家庭のためのバリアフリーで安全なまちづくり

① 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

市庁舎や図書館等公共施設への授乳室設置を進めてきました。

今後は、整備ニーズの高い、駅における授乳室等の整備を進めるなど、引き 続き、子ども連れでも外出しやすい環境の整備を図る必要があります。

② 交通安全対策の推進

交通事故の総数は減少傾向にありますが、自転車が関係する事故件数が依然増加しています。このため、小学生を対象とした自転車実技指導や高校生を対象とした自転車通学運転免許証講習会の実施校を増やし、交通安全に対する意識改革が必要です。

また、中学生には、交通安全教室の実施に向け関係者と協議を進めることが必要です。

③ 子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもの安全見守り隊ボランティアが高齢化し、人員確保がしにくくなっています。

地域ぐるみで子どもを見守り、安心・安全を確保するため、様々な世代の方が多様な方法で関わってもらうことができる仕組みの検討が必要です。

(2)子育て家庭への経済的支援の推進

① 各種支援制度の充実

こども医療費(旧:乳幼児医療費の助成)については、平成25年7月から、助成対象者を小学6年生までに拡大しました。

今後、各種制度の周知を図るとともに、国・府に対し、経済的な支援制度の 充実を働きかけるなど、子育て家庭の経済的負担の軽減への取組を一層推進し ていく必要があります。

第2節 計画の数値目標の進捗状況

後期計画では、国が保育事業などの子育て支援策において重要な事業として選んだ「特定14事業」について目標事業量を定めています。

後期計画の目標事業量について、平成22年度から25年度までの各年度(各年4月1日現在)の進捗状況は次のとおりです。

1 定期的な保育等に関する事業

通常保育事業は、年々増加する保育ニーズに対応すべく保育所入所定員の増 員に努めてきました。平成25年度時点の受け入れ状況は4,684人で、目標値4,974 人に対し290人下回り、94.2%の達成率となっています。

延長保育事業についても通常保育事業の増員に合わせ、実施施設の確保に努めてきました。平成25年度時点の実施施設数は43か所で、目標値44か所を1か所下回り、97.7%の達成率となっています。

休日保育事業は、実施施設数2か所を目標に取り組んできましたが、平成25 年度時点の確保数は1か所にとどまっています。

ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業については、市内にある児 童福祉施設3か所に委託し実施しています。

学童保育事業については、目標値どおり実施施設数30か所、定員1,886人で運用しています。一部、定員を超えている教室があり、教室を増設することで対応しています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 目標値
通常保育事業	通常保育事業は、保護者が 日中就労等のため保育で きない児童を認可保育所 で保育する事業。(人数 は、弾力化後の入所児童 数)	4, 407 人	4, 443 人	4, 583 人	4, 684 人	4, 974 人
延長保育事業	認可保育所において、通常 保育(11時間)の前後に時 間を延長して保育を行う 事業。	38 か所	38 か所	40 か所	43 か所	44 か所
休日保育事業	日曜日・祝日に保護者が就 労等のために日中保育で きない児童を認可保育所 で保育する事業。	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所
ショートステ イ事業	保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設において短期間(1週間程度)児童を預かる事業。	3 か所				

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 目標値
トワイライト ステイ事業	就労等の都合により保護 者の帰宅が常に夜間にな る場合や休日勤務の場合 等に、児童福祉施設等にお いて一時的に児童を預か り、夕食や入浴の世話を行 う事業。	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
学童保育事業	就労等のため保護者が日 中家庭にいない小学生(主 に低学年)に対し、授業の 終了後に専用施設、小学校 施設等を利用して、適切な 遊びと生活の場を与える 事業。	30 か所 1, 886 人	30 か所 1, 886 人	30 か所 1, 886 人	30 か所 1,886 人	30 か所 1, 886 人

※放課後子ども教室

放課後子ども教室は、次世代法で定める保育事業ではありませんが、小学校 児童の放課後の居場所を確保することを目的に実施しています。

平成25年度時点では、全小学校区で事業を展開しています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 目標値
放課後子ども 教室	小学校の放課後や週末に 余裕教室等を活用し、地域 の大人がボランティアと して参画し、子どもが学習 やスポーツ・文化活動・地 域住民との交流を行う事 業。	32 か所				

2 一時預かり保育等に関する事業

病児・病後児保育事業について、平成25年度時点の実施施設数は、病後児対 応型及び体調不良児対応型の2事業で目標値を達成しています。病児対応型は、 目標値3か所のところ、2か所は確保できています。

一時預かり事業は、目標値35か所のところ、平成25年度時点の実施施設数は 26か所にとどまっており、達成率は74.3%となっています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 目標値
病児・病後児 保育事業(病 児対応型)	病院等において、当面症 状の急変は認められない が、病気の回復期に至ら ない児童を一時的に保育 する事業。	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 目標値
病児・病後児 保育事業(病 後児対応型)	保育所等において、病気 の回復期の児童を一時的 に保育する事業。	2 か所				
病児・病後児 保育事業(体 調不良児対応 型)	保育中に体調不良となった児童を保育所において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図る事業。	32 か所	32 か所	33 か所	34 か所	34 か所
一時預かり (一時保育) 事業	ふだん家庭において児童 を保育している保護者の 急用や育児疲れの解消等 を目的に、認可保育所等 で児童を保育する事業。	23 か所	22 か所	25 か所	26 か所	35 か所

3 地域における子育て支援に関する事業

ファミリー・サポート・センター事業は、平成25年度時点で1か所確保できており、目標値を達成しています。

地域子育て支援拠点事業については、センター型事業が平成25年度時点で実施施設が7か所確保できており、目標値を達成しています。しかし、ひろば型事業については、目標値15か所のところ12か所の確保にとどまっています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 目標値
ファミリー・ サポート・セ ンター事業	子育での支援を受けたい 人と協力をしたい人が会 員登録し、保育所までの 送迎や保育所終了後の保 育や、外出時の一時預か りや子育でを支援する事 業。	1 か所				
地域子育て支援 拠点事業 (センター型)	就学前児童(主に3歳未 満児)をも同士のの はで保護者にの はで提供するほか、 で提供するの 場でではない。 では、 でではいかで ででするでするの ででするでするでするで ででするでするでするです。 をに対するでするでするです。 をに対するでするです。 をに対するできるできる。	7 か所				
地域子育て支 援 拠 点 事 業 (ひろば型)	就学前児童(主に3歳未満児)をもつ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供し、子育で不安の軽減や仲間づくりの支援を行う事業。	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	15 か所

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

第1節 ライフステージに沿った施策の展開

1 妊娠・出産期

(1)子どもを生み育てるための意識啓発

次代の担い手を育成し、社会全体で子育てを支えていくことが重要であることから、社会のあらゆる分野で、結婚や出産、子育てを歓迎し応援する気運を醸成するための啓発を推進します。

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1101	茨木市こども育	「結婚や子育てに夢や希望がもて	新規	こども政策課
	成支援会議の運	る社会の実現」を目指した市民運動		
	営	を広く展開するため、「茨木市こど		
		も育成支援会議」の機能を強化し運		
		営します。		
		また、会議の取組を伝えるニュー		
		スの発行や少子化対策のフォーラム		
		を開催するなど、子どもを生み育て		
		ることの意義や重要性などについ		
	-	て、市民に広く普及・啓発します。		
1102	「いばらき結	育成支援会議の下に「いばらき結	新規	こども政策課
	婚・子育て応援	婚応援団」・「いばらき子育て応援団」		
	団」の結成	を設置し、これらの活動を支援する		
		ことで、企業・店舗・NPO等地域		
		が一体となった、結婚や子育てを応		
1100	火 III. / 大 上	援する市民運動の展開を図ります。	₩. †□	ラー1ミューマレかた 子田
1103	次世代育成支援	育成支援会議と共同で、次世代育	新規	こども政策課
	に関する意識啓 発	成支援に関する意識啓発のための事業を実施します。(「ふたりの出会い		
	光	100選」「子育ていいとこ比べ」を公		
		夢・選定。啓発用冊子に掲載・配布。		
		次世代育成支援情報コーナーの運営		
		など)		
1104	児童福祉週間	児童福祉の理念の一層の周知と子	新規	こども政策課
	(5月5日~11	どもを取り巻く諸問題に対する社会		子育て支援課
	日) の普及啓発	的関心の喚起を図るため、児童福祉		
		週間の期間中に、ポスター等による		
		広報活動や子育てに関する相談窓口		
		を身近に感じてもらえるような取組		
		を推進します。		

(2) 妊産婦の健康保持・増進

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、妊産婦の心身の健康を 保持し、安心して妊娠、出産できる環境を確保します。

①妊娠・出産に関する相談・情報の提供

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1105	母子健康手帳の	妊娠届出者への母子健康手帳交付	継続	保健医療課
	交付、妊婦面	時に、保健師が面接し、母子保健事		
	接•相談	業の周知、妊婦健康診査の勧奨、妊		
		娠初期からの健康管理についての保		
		健指導や、出産の準備などの情報提		
		供を行います。		
		また、相談にも応じ、必要な支援		
		を行います。		
1106	両親教室	出産や育児に関する疑問を解消	継続	保健医療課
		し、知識を身につけられる場として、		
		妊婦やその夫が参加する講座を実施		
		します。		
1107	赤ちゃんと保護	乳児をもつ先輩パパ・ママが妊婦	継続	保健医療課
	者のつどい	やその夫に情報提供をしたり、育児		
		に関する悩み等を話し合ったり、友		
		だちづくりをするなど、交流を図る		
		場を提供します。		
1108	保健相談	妊産婦や乳幼児の保護者に対し、	継続	保健医療課
		心身の健康と育児や予防接種等の相		
		談を実施します。		
1109	訪問指導	妊産婦や乳幼児のいる家庭に、保	継続	保健医療課
		健師・助産師等が訪問し、育児相談		
		やつどいの広場等の情報提供等を実		
		施します。		

②妊娠・出産期における健康の保持・増進

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1110	妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康保持、妊娠状	量的充実	保健医療課
		態を定期的に確認します。		
1111	妊婦歯科健康診	妊娠期の口腔の健康管理を通し	継続	保健医療課
	查	て、安全・安心な出産をサポートす		
		るため、妊婦に対して実施します。		
1112	生活習慣病予防	妊婦とその夫及び乳幼児健康診査	継続	保健医療課
		を受診した保護者に対し、生活習慣		
		病の予防や受動喫煙防止などの情報		
		提供を行います。		

事業№.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1113	産前・産後ホー	産前・産後、体調不良のため家事	継続	子育て支援課
	ムヘルパー派遣	や育児が困難な家庭や、多胎児を出		
		産した家庭等にホームヘルパーを派		
		遣します。		
1114	特定妊婦の支援	妊婦に対するDVの防止に努める	新規	人権·男女共生課
		ともに、被害者が安心して出産し、		
		暮らせるよう支援します。		
1115	入院出産の助成	誰もが子どもを安心して産めるよ	継続	こども政策課
		うに、経済的な理由により入院助産		
		できない妊産婦に対し、入院助産に		
		要する費用を一部助成します。		

2 就学前期

(1)子どもの健康保持・増進

子どもの健やかな成長を支援するため、子どもの健康保持・増進への取組や健康に関する相談・情報提供に柔軟に対応できる体制の充実を図るとともに、幼少時からの食生活・生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

①子どもの健康の保持・増進

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1201	乳幼児健康診査	乳児期、幼児期における各種健康	継続	保健医療課
		診査を実施し、異常の早期発見、医		
		療及び療育への連携、育児不安等に		
		対応し、子育て支援に努めます。		
1202	乳幼児健診にお	1歳8か月児・3歳6か月児健康	継続	保健医療課
	ける育児支援強	診査で、親子の遊び場を設定し、保		
	化	育士が遊びの指導を行います。また、		
		子育てをめぐる悩みの相談を実施		
		し、虐待の早期発見に努めます。		
1203	歯科疾患予防	歯科疾患予防を図るため、幼児に	継続	保健医療課
		対する口腔内検査、予防処置、保健		
		指導、カリオスタット等を実施しま		
		す。		
1204	二次健康診査	一次健康診査等で発見された問題	継続	保健医療課
	(経過観察健	について、適切な事後指導を行うた		
	診)	め、経過観察や相談等を実施します。		
		また、関係機関と連携を図りながら、		
		医療機関や療育機関等を紹介しま		
		す。		
1205	予防接種	感染の恐れがある疾病の発生及び	量的充実	保健医療課
		まん延を予防するため、予防接種を		
		実施します。	***	
1206	小児救急医療体	小児救急の広域化に伴い、3市1	継続	保健医療課
	制の確保	町で高槻島本夜間休日応急診療所の		
	11 411 111 111 1111	小児科を共同運営します。	Anti-A ti-	
1207	幼稚園・保育所	子どもの健康管理については、保	継続	保育幼稚園課
	における子ども	護者との連携を図りつつ、内科、歯		
	の健康管理	科、耳鼻咽喉科等の健診を行い、健		
		康及び発達状況を把握し、子どもの		
		健やかな成長を促します。		

②食育の推進

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1208	栄養相談	乳幼児期の食事と栄養等について	継続	保健医療課
		正しい知識の普及を図ります。		
1209	離乳食・幼児食	乳幼児をもつ保護者に対し、離乳	継続	保健医療課
	講習	食や幼児食用の食品の選び方、調理		
		方法、味付け等の講習を実施します。		
1210	幼稚園における	保護者に対しては「ほけんだより」	継続	保育幼稚園課
	食育	や講演会を通して幼児期の食生活の		
		大切さや栄養指導に取り組みます。		
		園庭において菜園活動を行い、生産		
		の喜びを知るとともに食への関心を		
		高めます。		
1211	保育所における	安全で栄養バランスのとれたおい	継続	保育幼稚園課
	食育	しい給食を提供するため、給食関係		
		者による情報交換や研修等を実施し		
		ます。保育所の所庭において菜園活		
		動を行い、乳幼児期から生産の喜び		
		を知るとともに食への関心を高めま		
		す。		

(2) 就学前教育・保育の充実

幼稚園や保育所などでは、集団生活や様々な体験活動を通して社会性や自主性を培い、子ども一人ひとりが心身ともに健全に成長できるよう、教育・保育の一体的提供を推進します。

また、家庭支援を含め、適切な幼児期の教育・保育ができるよう幼稚園教諭や保育士などの知識・技能の向上を図ります。

①子どもの個や発達に応じた教育・保育の推進

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1212	「個」を大切に	「茨木市人権教育推進プラン」に	継続	保育幼稚園課
	する幼稚園教育	基づき、一人ひとりの人格が尊重さ		
		れる集団づくりを通して幼児の成長		
		発達に即した教育を推進します。		
1213	「個」を大切に	「茨木市人権保育カリキュラム」	継続	保育幼稚園課
	する保育	に基づき、子どもの豊かな感性と創		
		造力を養うことができる環境に配慮		
		するとともに、子どもの発育につい		
		て「個」を尊重した保育を展開しま		
		す。		
1214	心理判定員によ	幼稚園・保育所での子どもの様子	継続	保育幼稚園課
	る巡回指導・面	を観察し、発達に基づく話し合いや		
	談相談	保護者に対する指導を実施します。		

②幼稚園・保育所の機能の強化

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1215	公立保育所の機	公立保育所の機能と役割を強化	質的充実	保育幼稚園課
	能と役割の強化	し、子育て家庭への支援や相談事業		
		を充実します。		
1216	公立幼稚園の認	社会情勢や幼児期の教育・保育に	新規	保育幼稚園課
	定こども園化	対する多様なニーズに対応するた		
		め、公立幼稚園の認定こども園化を		
	de la companya de la	推進します。	lue I H	
1217	認定こども園の	幼稚園・保育所の特長をあわせ持	新規	保育幼稚園課
1010	普及	つ認定こども園の普及に努めます。		/D ->- / / // DD ->m
1218	小・中学校への	幼児期の教育・保育と小学校以降の状态との思想が発行し、	質的充実	保育幼稚園課
	円滑な移行のた	の教育との円滑な移行、並びに子ど		学校教育推進課
	めの幼・保・小・	ものライフステージの各段階で生じる。		
	中の連携	る壁の解消を図るため、幼稚園・保		
		育所・小学校・中学校間のスムーズ		
1219	保育の提供体制	な接続に努めます。 既存保育所の定員の見直しや弾力	量的・質	保育幼稚園課
1219	の充実	化のほか、既存施設の利活用等によ	単的・員 的充実	休月列惟風味
		り待機児童の解消に努めるととも	印光天	
		に、多様な保育サービスに対応し、		
		安全等に配慮した施設整備を継続す		
		るとともに、地域型保育事業の整備		
		を推進します。また、民間保育施設		
		整備への助成を行います。		
1220	待機児童保育室	社会情勢や保育ニーズの変化に柔	継続	保育幼稚園課
	の運営	軟に対応するため、待機児童保育室		
		を運営します。待機児童保育室は認		
		可保育所に準じた基準で運営してい		
		ます。		
1221	地域型保育の促	地域における多様なニーズにきめ	量的•質	保育幼稚園課
	進	細かく対応できる質の確保された保	的充実	
		育の体制を確保し、早期の待機児童		
		の解消に努めます。		

③教育・保育環境の質的向上

事業No.	事業	内 容	行動目標	担当課
1222	幼稚園・保育所 職員の研修	幼稚園・保育所において、社会ニーズや実態に即した研修を企画及び実施し、職員の知識・技能の向上を図ります。	質的充実	保育幼稚園課
1223	幼稚園・保育所 の施設整備	適切な遊具の選定・整備や自然環 境等の整備など、就学前児童の安 全・安心を確保し創造性を育むこと ができる環境づくりを図ります。	継続	保育幼稚園課

事業No.	事	業	内	容	行動目標	担当課
1224	施設型及型給付対 等に対す 可・確認	象施設	対象施設等の認可 とにより、幼児期の 地域の子育て支援を	学校教育・保育、	量的·質 的充実	保育幼稚園課

(3)子育て支援サービスの充実

子育てに対する不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう、保健・福祉・医療・教育など関係分野が連携した総合的な子育て相談支援体制とともに、 多様な方法による情報提供の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業の整備・充実に努め、すべての子育て家庭への支援を推進します。

①相談支援・情報提供

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1225	子育てに関する	子育て・しつけ・発達などについ	継続	子育て支援課
	相談	て、電話・面接による相談を実施し		保育幼稚園課
		ます。相談内容に応じ、専門的機関		保健医療課
		につなげられるよう関係機関との連		
		携を図ります。		
1226	子育てに関する	保育サービスや子育て支援に関す	継続	子育て支援課
	情報発信	る情報を掲載した冊子を作成・配布		保育幼稚園課
		します。ホームページでも積極的に		障害福祉課
		情報を発信します。		保健医療課
1227	利用者支援事業	子どもが健やかに成長することが	新規	子育て支援課
		できる地域社会の実現に寄与するた		
		め、子ども及びその保護者又は妊娠		
		している方がその選択に基づき多様		
		な教育・保育施設、地域の子育て支		
		援事業等を円滑に利用できるよう必		
		要な支援を行います。		
1228	子育て支援総合	就学前児童の保護者を対象に、乳	継続	子育て支援課
	センター各種講	幼児の生活リズム・家庭での事故防		
	座	止等をテーマに講座を実施します。		

②地域子ども・子育て支援事業の充実

	事業	内容	行動目標	担当課
1229	乳児家庭全戸訪 問	生後4か月までの乳児のいる家庭 を訪問し、親子の心身の状況や養育 環境等を把握するとともに、育児に 関する助言及び子育て支援に関する 情報等の提供を行います。	継続	子育て支援課
1230	養育支援家庭訪問	養育上支援が必要な家庭に対し、 訪問支援員に加え、保育士や心理判 定員等の専門職が家庭を訪問し、保 護者の自立に向けた支援を実施しま す。	継続	子育て支援課
1231	地域子育て支援 拠点事業	幼稚園や保育所に通っていない子 どもと保護者が、気軽に集い、自由 に遊べる場の拡充を図ります。 また、保護者の一時預かりのニー ズに対応するため、一時預かりの導 入を検討します。	量的・質 的充実	子育て支援課
1232	ショートステイ	保護者の病気や出産、育児疲れなどで子どもの養育が一時的にできない場合、児童養護施設と連携し、緊急に対応します。 保護者の就労形態の多様化に合わせて事業の充実に努めます。	継続	子育て支援課
1233	トワイライトス テイ	保護者の仕事などが恒常的に夜間 にわたる家庭の子どもを児童養護施 設と連携して預かります。	継続	子育て支援課
1234	ファミリー・サ ポート・セン ター		継続	子育て支援課
1235	出前型一時保育		継続	子育て支援課
1236	一時預かり(一 時保育)	保護者の急な外出や病気のため、 家庭で子どもの保育ができない場合 など、一時的に子どもを預かります。 保護者のニーズに応じて利用しや すくなるよう事業の運用に努めま す。	継続	子育で支援課
1237	幼稚園の預かり 保育	保護者の希望によって、通常の教育時間を超えて行う預かり保育を実施します。	量的充実	保育幼稚園課
1238	延長保育	通常の保育時間を超えて保育を実施する延長保育を実施します。 保護者の就労形態の多様化に合わせて事業の充実に努めます。	継続	保育幼稚園課

	事 業	内容	行動目標	担当課
1239	休日保育	次世代育成支援に関するニーズ調査の結果等を踏まえるとともに、利用者の利便性を勘案した上で、保護者の就労形態の多様化に伴う休日勤務に対応するため、日曜や祝日に保育を行う休日保育を実施する保育所の拡充に努めます。	量的充実	保育幼稚園課
1240	病児・病後児保 育	病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行います。 保護者のニーズに応じて利用しやすくなるよう事業の運用に努めます。	継続	保育幼稚園課

③経済的支援

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1241	児童手当	家庭生活の安定に寄与するととも	継続	こども政策課
		に児童の健やかな成長を願って支給		
		する児童手当について、制度の普		
		及・啓発に引き続き努めます。		
1242	こども医療費の	子どもの健やかな育成を支援する	量的拡充	こども政策課
	助成	ため、子どもの医療費の一部を助成		
		します。		
1243	就園助成	就園機会の拡充を図るため、私立	継続	保育幼稚園課
		幼稚園児の保護者に「私立幼稚園就		
		園奨励費補助金」「私立幼稚園等在		
		籍児保護者補助金」を助成します。		

(4)地域ぐるみの子育て支援

地域住民や関係団体等が連携・協働し、地域に根ざした様々な子育て支援活動を推進します。そのような活動を通じ、地域の連帯感の強化や地域の教育力の向上を図り、次代を担う子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支え合い・助け合う体制を推進します。

①子どもを守るための地域ネットワークの機能強化

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1244	地域福祉ネット	地域で困った方々へのアウトリー	量的充実	福祉政策課
	ワーク推進事業	チの仕組みである健康福祉セーフ		
		ティネットと、困ったときに相談で		
		きる福祉まるごと相談会を全小学校		
		区に設置し、困った方々の相談支援		
		を行います。		
1245	子育て支援団体	子育て支援総合センター及び公立	継続	子育て支援課
	のネットワーク	保育所を中心に、地域における子育		
	化	て支援活動団体のネットワーク化を		
		推進します。		
1246	子育て支援関係	子育て支援に関わる団体や機関と	継続	子育て支援課
	団体との協働に	の連携・交流を促進するために、協		
	よるイベントの	働でイベントを開催します。		
	開催			

②子育て支援活動を行う団体等への支援

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1247	子育てサーク ル・グループ支 援	保護者等で構成される子育てサークルやグループ及び各種子育て支援 団体等を対象に、子育てサポーターの派遣やおもちゃの貸し出し等を行います。	継続	子育て支援課
1248	子育て支援の人 材育成	地域における子育て支援活動の活性化を図るために、その中心となる 人材を育成する研修を実施します。	継続	子育て支援課
1249	民生委員・児童 委員事業	民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域の最も身近な相談相手であることを市民に更に周知するとともに、様々な相談に応じることができるよう、研修の実施や情報提供を行うなど、安心して活動できるよう支援を行う。	継続	福祉政策課

③子どもの豊かな情操を育む家庭教育への支援

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1250	ブックスタート	絵本を介した親子のふれあいのた	継続	中央図書館
		めに、4か月児健康診査を受診する		
		子どもを対象に絵本を配付します。		
1251	子どもの読書活	子どもが読書に親しめるよう、読	継続	中央図書館
	動推進	書環境の整備を図り、おはなし会等		
		様々な行事を実施します。		

④ふれあい・交流の推進

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1252	幼稚園・保育所	幼稚園・保育所を開放し、在宅の	質的充実	保育幼稚園課
	の地域開放	親子と幼稚園・保育所の子どもたち		
		や地域の人々との交流を促進しま		
		す。家に閉じこもりがちな子育てを		
		する保護者への支援を図ります。		
1253	ふれあい体験学	幼児から中学生を対象に、地域の	新規	こども政策課
	習	高齢者が講師となり、昔遊び、手作		
		りおもちゃ、囲碁・将棋の指導、絵		
		本の読み聞かせ等の様々な体験学習		
		を行います。		
1254	7・8か月児親	7・8か月の子どもと保護者同士	継続	子育て支援課
	子交流	の交流を深める場を提供します。		
1255	親支援プログラ	子どもをもつ保護者が参加者同士	継続	子育て支援課
	ムの実施	で悩みや関心のあることを話し合い		
		ながら、子育てについて学び合う学		
		習会を実施します。		
		子育てに悩み等をもつ保護者が気		
		軽に参加してもらえるよう環境整備		
		につとめます。		
1256	ローズWAM各	就学前児童と保護者がリズム遊び	継続	人権・男女共
	種親子交流	や手遊び等で楽しく遊ぶ機会を提供		生課
		します。		

(5) 安心して外出できる環境整備

道路や歩道のほか、公共及び民間施設についてユニバーサルデザインの視点に立った施設・設備の整備・充実に努め、子どもや子育て家庭が安心して外出できる環境づくりに取り組みます。

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1257	赤ちゃんのほっ とスポットの整 備	外出中におむつ替えや授乳などで立ち寄ることができるよう、公共施設や民間施設等に、「赤ちゃんのほっとスポット」の整備・登録を進めます。また、そのような環境を整える事業者等に対して経費の一部を補助	新規	子育て支援課
1258	歩道・道路の整備	します。 通学路や生活道路において、歩車 分離を図り、歩行者の安全を確保し たり、高齢者や障害者が安全かつ円 滑に移動できるよう歩道の段差解消 や改良を行います。	継続	道路交通課
1259	公園等の整備及 び維持補修	身近な憩いやレクリエーションの場として、子どもや子ども連れが利用しやすい公園等の整備及び維持補修を行います。	量的·質 的充実	公園緑地課
1260	交通安全啓発· 指導	交通安全について啓発する教室を 市内の幼稚園や保育所、小・中学校 で実施します。また、体験型の教室 を実施するほか、幼児の自転車乗車 時におけるヘルメット着用の推進等 に努めます。	継続	道路交通課

3 小・中学校期

(1) 特色ある学校教育の充実

児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、「生きる力」を育む教育を推進 するとともに、一人ひとりの個に応じた教育を推進し、基礎的・基本的な学習内 容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図ります。

また、地域との連携により多様な体験活動を実施するなど、児童・生徒の健やかな心身を育む取組を推進します。

①「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1301	特色ある学校づ		量的充実	学校教育推進課
	くり	学校評価等で明らかになった自校の		
		課題を解決することを目的として		
		「特色ある学校づくり推進交付金」		
		を交付します。地域の教育資源の活		
		用、外部講師を招聘した校内研修会		
		の実施など各学校の自主的・自律的		
		な取組により、「特色ある学校づく		
		り」をめざします。		
1302	道徳教育・人権	「道徳の時間」を要として学校の教	量的•質	学校教育推進課
	教育	育活動全体を通じて道徳教育を推進	的充実	
		します。また、様々な人権問題の解		
		決に向けて、教員研修や管理職研修		
		の充実を図り、指導者としての教職		
		員の人権感覚・人権意識の向上に努		
		めます。		2011 19 1 18 28 25
1303	学力向上	6か年の学力向上施策の成果と課	量的・質	学校教育推進課
		題を踏まえた第3次学力・体力向上	的充実	
		3カ年計画(茨木っ子ジャンプアッ		
		ププラン28)に基づき、実践的教育		
		活動の活性化を図り、本市の教育振		
1001	11. 1 . 1 . 1	興を図ります。		Ν/ [4 4/ → [////L 3π
1304	体力向上	児童・生徒に生涯にわたって運動	量的・質	学校教育推進課
		に親しむ資質や能力の基礎を育てる	的充実	
		とともに、健康の保持増進と体力の		
		向上を図ります。小・中6年間、ス		
		ポーツテストを実施し、児童・生徒		
		が自らの体力の状況を知り運動への		
		動機づけとするとともに、市内及び		
		学校全体のデータを体育指導に有効		
1205		に活用します。	船的大虫	サ 本 カ ン / カ
1305	情報モラル教育	スマートフォンや携帯電話、イン ターネットの利用により犯罪やいじ	質的充実	教育センター
		ターイットの利用により犯罪やいし め等の被害や加害から子どもを守る		
		め等の被害や加害からすともをする ための情報モラル教育を行います。		
		/ニ゚メントンプ		

事業№.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1306	教職員の研修	市立小・中学校教職員の指導力の	継続	教育センター
		向上を図るため、ライフステージに		
		応じた研修を実施します。		
1307	学校施設の整備	快適な学習環境を整備するため、	継続	施設課
		校舎の大規模改修や、エアコンの設		
		置・便所改修・バリアフリー化への		
		対応など、設備の充実に努めます。		

②教育相談

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1308	教育相談	児童、生徒の学習、性格、行動、 身体、発達、進路等の教育に関する、 電話・面接による相談を実施します。	継続	学校教育推進 課
1309	言語障害児教育 相談	ことばの遅れ、吃音、言語障害な どことばの問題についての相談・指 導を実施します。	継続	教育センター

③児童・生徒の心身の健康への支援

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1310	小・中学校にお	各校で作成している「食に関する	継続	学校教育推進課
	ける食育	指導の全体計画」に基づき、学校教		
		育活動全体を通して食に関する指導		
		を行い、望ましい食習慣の形成に結		
		びつけます。		
1311	食育システムに	栄養バランスを瞬時にチェックで	継続	保健医療課
	よる講座	きる食育システムを使い、健康的な		
		食生活を学ぶ講習会を実施します。		
1312	子どもクッキン	児童・生徒が食生活の大切さを学	継続	保健医療課
	グ	び、望ましい食習慣を身につけられ		
		るよう、調理実習等の講習会を実施		
		します。		
1313	健康管理への支	自ら健康管理ができるよう、健康	継続	保健医療課
	援	づくりに必要な知識の普及と情報提		
		供を行い、個別の相談に応じます。		
1314	防煙教育	小・中学生に対し、学校との協力	継続	保健医療課
		により、たばこに関する正しい知識		
		の普及・啓発等の防煙教育を実施し		
		ます。		

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1315	生徒指導事象	いじめ防止基本方針に基づき、い	量的•質	学校教育推進課
	(いじめ・不登	じめの防止、早期発見・解決に取り	的充実	
	校問題行動等)	組みます。いじめ・不登校や暴力行		
	への対応	為等の問題行動に対して、スクール		
		カウンセラー (SC)・スクールソー		
		シャルワーカー (SSW)・子ども支援		
		協力員との連携、生徒指導支援教員		
		の活用により、生徒指導事象に迅速		
		かつきめ細やかに対応する学校体制		
		の構築を支援するとともに、学校応		
		援サポートチームによる学校への指		
		導・助言を充実します。		
1316	スクールソー	配慮が必要な児童・生徒や家庭を	量的•質	学校教育推進課
	シャルワー	福祉面で支援するため、社会福祉の	的充実	
	カー・スクール	専門的な知識・経験をもつスクール		
	カウンセラーの	ソーシャルワーカーを中学校区に配		
	配置	置するとともに、教育相談体制を充		
		実させるため、スクールカウンセ		
		ラーを全小学校に配置します。		
1317	子ども本人から	子ども本人からのいじめ等の悩み	継続	学校教育推進課
	の相談	相談を実施します。		教育センター
1318	専門カウンセ	専門カウンセラーによる相談、不	継続	学校教育推進課
	ラーによる相	登校児童生徒支援室(ふれあいルー		教育センター
	談·指導	ム)の開設、引きこもり児童生徒家		
		庭訪問指導、別室登校児童生徒支援		
		等を実施します。		

④就学及び進路・進学のための支援

	事 業	内 容	行動目標	担当課
1319	キャリア教育	中学校区において作成するキャリ	質的充実	学校教育推進課
		ア教育全体計画に基づき、児童生徒		
		が主体的に進路を選択・決定できる		
		よう、発達段階に応じたキャリア教		
		育に系統的・継続的に取り組みます。		
1320	進路・進学の支	茨木市進学対策委員会や学区ブ	継続	学校教育推進課
	援	ロック別の協議会、私立高校入学合		
		同説明会などの開催を通じて、進路		
		情報の収集・提供に努め、進路指導		
		と進学対策の充実を図ります。		
1321	就職の支援	就職指導委員会を主体に、就職相	継続	学校教育推進課
		談会・事業所見学会の実施や就職す		
		る生徒を励ます研修会などの開催に		
		より就職希望生徒の職業指導及び事		
		後指導の充実を図ります。		

	事 業	内容	行動目標	担当課
1322	就学援助事業	小・中学校に通学している家庭で、 学用品費、修学旅行費等の支払いが	継続	学務課
		五期は 困難な家庭に、その費用を補助しま		
		す。		
1323	奨学金事業	進学に必要な能力と意欲を持つ生 徒が、家庭事情や経済的理由により 進学をあきらめることなく、自らの 能力や適性等にあった進路を自由に 選択できるよう、奨学金を支給しま す。	継続	学務課
1324	山地部児童生徒 通学費補助事業	通学の安全を確保するために、山 地部でバス通学の許可を受けた児 ・生徒に、通学費を補助します。	継続	学務課
		童・生徒に、通学費を補助します。		

(2) 学校・地域・家庭の連携

子どもの人間性豊かな人格や心の形成、育成を促すため、学校・地域・家庭が連携・協働しながら、さまざまな体験や交流活動を推進し、子どもに生きる力を育む環境づくりを推進します。

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1325	学校応援サポート	小・中学校の生徒指導上の諸問題 並びに学校に対する保護者や地域住 民等からの様々な要望のうち、学校 だけでは問題の解決が困難な事象に 対して、学校応援サポートチームが 学校の取組を支援し、解決を図りま す。	継続	学校教育推進課
1326	児童・生徒の安全対策	市内小・中学校の児童・生徒の安全な通学のために、ボランティア巡視員による見守り活動、安全を脅かす恐れのある情報についての緊急メール配信、通学路の安全点検などの取組みを通して、子どもを見守るネットワークづくりを推進します。	継続	学校教育推進課
1327	こども会活動の 支援	こども会活動を通じて地域の子ど もたちの自主性や社会性を養うため に、様々な体験活動が実施できるよ う支援します。	継続	青少年課
1328	こども会等の指 導者の育成	こども会活動を指導する育成者を 対象に研修会等を実施し、こども会 等の指導者の育成や知識・技能の向 上を図ります。	継続	青少年課
1329	スポーツ少年団 の育成	地域社会の中で、スポーツを通じ て子どもの健全育成を図ります。	継続	スポーツ推進課

事業№.	事 業	内容	行動目標	担当課
1330	スポーツ環境の	総合型スポーツクラブの整備など	継続	スポーツ推進課
	整備	地域におけるスポーツ環境を整備し		障害福祉課
		ます。		
1331	環境教育・啓発	将来を担う子どもたちをはじめと	継続	環境政策課
		する幅広い市民を対象に、環境に関		
		する学習会・研修会・観察会等を開		
		催し、環境保全意識を高め、環境行		
		動につなげていきます。	Art. A. t.	LL A let da leader des
1332	家庭教育支援	子どもの健全育成を図るため、家	継続	社会教育振興課
		庭教育の重要性を周知し、児童・生徒		
		を持つ親に対し、子どもの発達段階		
		等に応じて、親のあり方についての		
		学習機会の充実を図ります。(家庭教		
1333	家庭教育学級指	育学級、親まなびおでかけ講座等) 家庭教育学級のリーダー的立場の	継続	社会教育振興課
1333		方を対象に、学級運営上必要な知識	术图形记	1. 公教 月 饭 典 硃
	等任训修云	や実践的な技術を習得し、より魅力		
		のある学級づくりに役立てることを		
		目的に開催します。		
1253	ふれあい体験学	幼児から中学生を対象に、地域の	新規	こども政策課
	習【再掲】	高齢者が講師となり、昔遊び、手作		
		りおもちゃ、囲碁・将棋の指導、絵		
		本の読み聞かせ等の様々な体験学習		
		を行います。		
1334	乳幼児とのふれ	子どもを生み育てることや生命の	量的充実	子育て支援課
	あい・交流	大切さなどを学ぶことができるよ		学校教育推進課
		う、乳幼児とのふれあい体験の機会		
		を提供します。		

(3) 安全で安心な居場所づくり

地域との連携のもと、子どもたちにとって安全・安心な居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業を通じ、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進します。

①居場所づくり

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1335	地域における児	放課後や休日に児童・生徒が自由	量的•質	学校教育推進課
	童・生徒の居場	につどい、遊び、地域住民と交流で	的充実	青少年課
	所づくり	きる居場所づくりを進めます。		こども政策課
1336	学童保育室の運	放課後、保護者が家庭にいない主	量的•質	学童保育課
	営	に小学校低学年児童を預かり、児童	的充実	
		の健全育成を図ります。今後は、集		
		団規模の適正化や時間延長などに対		
		応するほか、施設の充実を図ります。		

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1337	放課後児童健全 育成費の補助	放課後児童健全育成事業を行う民間事業者に対し、運営費の一部を補助することにより、待機児童の解消を図ります。	継続	学童保育課
1338	学童保育室指導 者の研修	児童個々の課題に対応できる資質 を身につけるとともに、運営方針要 領に基づき、研修を実施します。	質的充実	学童保育課
1339	放課後子ども教室推進事業	放課後等に子どもたちの安全で健 やかな居場所の確保を図るため、地 域住民や大学生等の参画を得て、子 どもたちと諸活動に取組み、地域社 会全体で地域の子どもたちを見守り 育む居場所づくりを推進します。 また、学童保育室と放課後子ども 教室の両事業に児童・生徒の参加が 容易となるような環境整備や学童保 育指導員と放課後子ども教室コー ディネーターの連携促進に努め、 課後の居場所の充実を図ります。	継続	青少年課

②地域の安全確保策

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1340	防犯に関する広	子どもが安全に暮らせる地域づく	継続	危機管理課
	報・啓発	りのために、警察や関係団体、地域		
		住民と連携した防犯に関する広報・		
		啓発を実施します。		
1341	防犯カメラ設置	屋外の公共空間で発生する子ども	量的充実	危機管理課
	補助	や女性を対象とした犯罪の抑止を図		
		るため、防犯カメラを設置する事業		
		に対し、補助金を交付します。		
1342	啓発冊子(防災	女性や子ども、高齢者、障害者、	継続	危機管理課
	ハンドブック)	外国人等の多様な主体に配慮した防		
	作成配布	災ハンドブックを作成配布し、市民		
		一人ひとりの防災意識の向上を図り		
		ます。		

(4) 子どもの視点を取り入れた社会づくり

市民が子どもの権利について認識を深めるとともに、次代を担う子どもたちの 健全な育ちを協働して支え、社会の一員として自立できる環境づくりを推進しま す。

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1343	子どもの権利に	パンフレット・学習会の開催等を	継続	人権·男女共生課
	関する啓発・普	通じ、「児童の権利に関する条約」の		
	及	啓発・普及を実施します。		
1344	子ども学習 未	次代を担う子どもたちが、まちづ	継続	広報広聴課
	来へ発信!	くりに対して要望や意見を発言でき		
		る場を提供し、今後の市政運営の参		
		考にします。		
1345	子どもたちの体	子どもたちの「まち」や「まちづ	継続	都市政策課
	験型まちづくり	くり」への関心を高め、将来のまち		
	学習	づくりの担い手としての成長を期待		
		して、体験型の学習の場を企画・提		
		供します。		

4 青年期

(1) 若者の自立支援

ひきこもり・ニート・不登校や様々な課題を抱える若者が、就労・就学等の社 会参加ができるよう、自立に向けた支援を行います。

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
1401	子ども・若者総	社会生活を円滑に営むうえで困難	質的充実	こども政策課
	合相談窓口	を有する子ども・若者を対象とした		
		総合相談窓口において、関係機関の		
		紹介、その他の必要な情報の提供を		
		行います。		
1402	子ども・若者自	ひきこもり等の状態にある子ど	継続	こども政策課
	立支援センター	も・若者が社会参加できるよう、茨		教育センター
	における相談・	木市子ども・若者自立支援センター		
	支援	において、ひきこもり等の当事者や		
	→ 15.1 Hb-Hr -	家族の相談・支援を行います。	55.11 L	1 2 2 -d fele 200
1403	子ども・若者の	子ども・若者支援地域協議会に参	質的充実	こども政策課
	自立に関する	画する様々な支援機関・団体の専門		
	ネットワークの	性を生かし、社会生活を円滑に営む		
	推進	うえで困難を有する子ども・若者へ		
		の発達段階に応じた支援を行いま		
1 10 1	→ 13.1 ++++ a	j.	مارد دارد	_ 101 Mr
1404	子ども・若者の	ひきこもり等の状態にある子ど	継続	こども政策課
	自立支援を図る	も・若者の自立を図るため、相談等		
	ための利用料等	の支援を行うとともに、低所得世帯		
1.405	の助成	に対し、相談料等の助成を行います。	目45年	オー・ツィルキ
1405	就職サポート	就職相談、講習会・セミナーの実	量的・質	商工労政課
		施や職業訓練校等への誘導、合同就	的充実	
		職面接会の開催など就職に向けた支		
1.400	世界サットコ	援を行います。	\$N/ \$=	<i>→ → 24. + + + + + + + + + +</i>
1406	勤労者スキル	勤労者の能力向上や勤労者福祉の	継続	商工労政課
	アップ支援等セミナー	増進を図るため、中小企業の人材育 成につながるセミナーや、働きやす		
	· / —			
		い臓場のくりを文抜りるセミナーを 開催します。		

(2) 青少年の健全育成

学校・地域・家庭が連携し、次代を担う青少年が自他共にかけがえのない存在 であることを認識するとともに、社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社 会参加するための環境づくりを推進します。

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
1407	姉妹·友好都市	キャンプやスポーツ等により、姉	継続	文化振興課
	との青少年交流	妹・友好都市と様々な交流機会を設		青少年課
		け、子ども同士の交流を通じて、連		
		帯感や協調の精神・国際感覚の養成		
		を図ります。		
1408	青少年の国際感	茨木市国際親善都市協会青少年活	継続	文化振興課
	覚と英語力の育	動室などにおいて、歌やゲームを通		
	成	して、楽しみながら英語を学び、子		
		どもの国際感覚と英語力を養成しま		
		す。		
1409	青少年健全育成	地域における青少年健全育成活動	継続	青少年課
	団体の活動支援	を推進するため、関係団体事業の活		
		動を支援します。		
1410	青少年を取り巻	青少年指導員による有害図書の立	継続	青少年課
	く環境整備事業	入調査、関係機関と連携して行う巡		
		回街頭指導のほか、社会環境浄化活		
		動等により、青少年の健全育成環境		
		の整備を図ります。		
1411	デートDV防止	恋人間等の暴力(デート DV)の未	継続	人権·男女共生課
	啓発	然防止のため、中学生・高校生等を		
		対象に防止啓発冊子を作成・配布し		
		ます。また、教育現場で有効活用し		
		てもらえるよう関係機関と連携を図		
		ります。		

(3) 体験活動の充実

人間性豊かな人格の形成を目指し、子どもに生きる力が育まれる環境づくりを 推進するため、大人と子どもが協働し、地域にある様々な資源を生かしたボラン ティア活動や体験活動、交流活動を充実します。

事業No.	事		内	容		行動目標	担当課
1412	青少年の野	外活	野外キャンプ	など、子ども同士	(D)	量的・質	青少年課
	動		連帯感の育成と	自然の大切さを感	きじ	的充実	
			る心を育むこと	のできる場を提供	す		
			るとともに、青	少年活動の指導者	(D		
			育成を行い、子	どもの健全育成を	支		
			援します。また、	. 学校教育と連携し	し、		
			より多くの青少年	年が自然体験がで	き		
			る機会を増やしる	ます。			
1413	青少年セン	ター	子ども達に豊	かな体験活動の機	会	継続	青少年課
	行事		を提供するため	、上中条青少年セ	ン		
			ター主催事業と	して、上中条青少	年		
			センターを中心	に市の各施設を活	用		
			し、土曜日講座	イベントを実施	iL		
			ます。				
1414	各種スポー	ツ・	仲間や参加者	子とのコミュニケ	. —	継続	スポーツ推進課
	レクリエー	ショ	ションを図り、	スポーツへの愛好	心		
	ン大会・教	室	を育てるため、ス	スポーツ・レクリエ			
			ションに親しむ	機会となる行事等	を		
			開催します。				

第2節 社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開

1 ひとり親家庭支援

母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と 向上のための措置に関する基本方針」に即して、ひとり親家庭の親子がより豊か で充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の安定を図る支援 を推進します。

①相談·情報提供

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
2101	ひとり親家庭の 相談・支援	ひとり親自立支援員がひとり親家 庭等の保護者からの相談について、 関係機関と連携を図り対応を行いま す。また、ひとり親家庭等の保護者 に対しては、養育費が確保できるよ うに、啓発及び情報提供を行います。	継続	こども政策課
2102	ひとり親家庭へ の情報提供	関係課と連携して、ひとり親家庭 対象の講座等を実施し、ひとり親家 庭に必要な情報提供と啓発を行いま す。	新規	人権·男女共生課

②子育て・生活支援

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
2103	保育所の優先入	保育所において、一斉受付の場合、	質的充実	保育幼稚園課
	所	ひとり親家庭の受け入れを優先しま		
		す。		
2104	学童保育室の優	学童保育室において、一斉受付で	質的充実	学童保育課
	先入室	定員を大幅に超えた場合、ひとり親		
		家庭等の受け入れを優先します。		
2105	母子生活支援施	母子生活支援施設と連携し、生活	継続	こども政策課
	設への入所受入	困窮者、母子家庭などの保護を行う		
		とともに、入所家庭の自立促進を図		
		ります。		
2106	母子福祉会への	母子福祉会の活動内容を充実し、	継続	こども政策課
	支援	活動の活発化を促進することによ		
		り、母子家庭の福祉の向上を図りま		
		す。		
2107	住宅支援	ひとり親世帯・障がい者世帯・新婚	質的充実	建築課
		世帯・子育て世帯を対象とした市営		
		住宅の募集を適時いたします。また、		
		府営住宅の入居者募集の情報提供を		
		行います。		

事業No.	事	業	内容	行動目標	担当課
2108	学習•	生活支援	生活困窮世帯・ひとり親家庭の中 学生を対象に、高校進学のための学 習支援を実施します。また、生活上 の問題や進路選択(進学に要する費 用や奨学金など)に関する各種相談 に応じます。	新規	福祉政策課こども政策課

③就労支援

事業No.	事	業	内	容	行動目標	担当課
2109	資格取得	身・技能	パソコン等の技	能習得のための	構 継続	こども政策課
	習得のた	とめの支	座を実施します。	また、資格取得、		
	援		技能習得等のたる	めの受講料の一	部	
			や、長期訓練中の	一定期間の生活	#	
			を補助します。			

4経済的支援

事業№.	事 業	内容	行動目標	担当課
2110	児童扶養手当	子どもの成長やひとり親家庭の生	継続	こども政策課
		活の安定を支援するため、子どもの		
		養育に関する手当を支給します。		
2111	ひとり親家庭の	ひとり親家庭に属する養育者及び	継続	こども政策課
	医療費の助成	児童にかかる保険診療費の患者負担		
		額の一部を助成します。		
2112	ひとり親家庭へ	ひとり親家庭の経済的自立の助成	質的・量	こども政策課
	の福祉資金の貸	と生活意欲の助長を図るため、ひと	的充実	
	付	り親自立支援員が貸付相談を実施し		
		ます。		
2113	特別割引制度の	児童扶養手当の支給を受けている	継続	こども政策課
	周知	世帯に対し、JR通勤定期乗車券等		
		の割引制度の周知に努めます。		

2 障害のある子どもを養育する家庭への支援

障害のある子ども一人ひとりの障害の状況やライフステージに応じた適切な療育及び教育・保育の推進並びに福祉サービスの提供を図り、切れ目のない支援に努めます。

①適切な療育・リハビリテーションの提供

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
2201	すくすく教室の	療育を必要とする主に1歳半~3	量的充実	子育て支援課
	運営	歳半の乳幼児が、日常生活における		
		基本的な動作を習得し、集団生活へ		
		適応することができるよう、適切な		
		相談・指導・援助を行います。		
2202	ばら親子教室の	療育を必要とする主に3歳半~5	質的充実	子育て支援課
	運営	歳の乳幼児が、日常生活における基		
		本的な動作を習得し、集団生活へ適		
		応することができるよう、適切な相		
2222		談・指導・援助を行います。	5511	→ -
2203	児童発達支援セ	「児童発達支援センターあけぼの	質的充実	子育て支援課
	ンター(あけぼ	学園」では、日常生活に必要な療育支		
	の学園)の運営	援サービスや地域相談支援サービス		
		を提供し、子どもの健全な発達を図		
0004	叶 <i>体</i>	ります。	かかや中	フ女子士伝知
2204	肢体不自由児へ	「藍野療育園」では、肢体不自由 児を対象に機能訓練を行い、社会適	継続	子育て支援課
	の機能訓練	元を対象に機能訓練を打い、社会適 応力を養い自立支援に努めます。		
2205	プロフィール	児童の成育歴や相談歴等が記載さ	 新規	子育て支援課
2203	ブロフィール ブックの普及	た重の成 育歴や相談歴寺が記載された市内共通のプロフィールブック	利况	丁月(又饭味)
	/ / / / / 日 /	を作成・活用し、子どもの所属が変		
		わる毎に成育歴や相談履歴など同じ		
		内容を聞かれる保護者の負担を軽減		
		し、それぞれの機関で情報共有する		
		ことで、効果的な相談支援や療育支		
		援を受けやすくします。		
2206	教員の専門知識	障害のある児童・生徒への適切な	継続	教育センター
	向上のための研	支援に必要な知識を向上させるため		
	修	の研修を実施します。		
2207	巡回相談•発達	小・中学校を巡回し、発達障害の	継続	教育センター
	相談・特別教育	ある児童・生徒への教育的支援につ		
	相談	いて専門的助言を行い、生活や学習		
		上の困難の改善に継続して取り組み		
		ます。また、発達・成長について悩		
		みを有する児童・生徒の保護者、教		
		員に対する専門家による相談も実施		
		します。発達相談については、待ち		
		時間の短縮を図ります。		

②ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
2208	支援教育	障害のある児童・生徒一人ひとり	継続	学校教育推進課
		が、地域の学校で地域の子どもたち		
		と共に学ぶことを通して、その持て		
		る力を高め、生活や学習上の困難を		
		改善又は克服することができるよ		
		う、必要な支援や介助を行います。		
2209	就学相談・指導	就学会議の開催や就学相談の実施	継続	学校教育推進課
		など、本人や保護者の意向を尊重し		
		ながら、障害等の状態に応じた適切		
		な就学相談・指導を実施します。関		
		係機関と連携した早期からの相談な		
		ど、適切な就学相談・指導の充実を		
		図ります。		
2210	地域における障	障害のある児童・生徒や保護者が		こども政策課
	害のある児童・	地域で交流できる居場所づくりを進	的充実	
	生徒・保護者の	めます。		
	居場所づくり		rr 11 1 1 1)/ /
2211	学童保育室での	学童保育室において障害のある児	質的充実	学童保育課
	障害のある児童	童の受け入れを実施します。可能な		
	の受入	限り、障害のある児童の受け入れ拡		
2212	~ 77 / 77 / 6	充を図ります。	Able 6—te	r수나 () (-am
2212	理解促進研修•	障害者(児)が日常生活及び社会	継続	障害福祉課
	啓発	生活をするうえで生じる「社会的障		
		壁」をなくすため、地域住民に対し、		
		障害や障害者に対する理解を深める		
		ための研修会やイベントの開催、啓		
		発活動などを実施します。		

③障害福祉サービス・子育て支援サービスの提供

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
2213	児童発達支援	就学前児童には児童発達支援、就 学児童には放課等デイサービスに係 る通所給付決定を行います。また、 必要に応じて障害児相談支援給付決 定及び障害児相談支援事業者の指定 を行います。	質的·量 的充実	子育て支援課
2214	自立支援・地域 生活支援	自立支援給付、もしくは地域生活 支援事業などの障害福祉サービスを 提供し、障害のある子どもの日常生 活の安定や家族の介助・介護負担の 軽減を図ります。	質的・量 的充実	障害福祉課 子育て支援課

事業№.	事 業	内 容	行動目標	担当課
2215	障害特性に応じ た適切な相談支 援・情報提供体 制の実施	障害者(児)やその家族からの相談に応じ、障害の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切なサービスの支給決定が行われる、相談支援・情報提供体制を充実します。	継続	障害福祉課
2216	障害児保育	障害児保育の充実に向けて、人 的・物的な環境整備を図るとともに、 心理判定員の保育所への定期的な巡 回に努めます。	質的充実	保育幼稚園課
2217	障害のある子ど もの小・中学校 への円滑な移行 のための幼・ 保・小・中の連 携	障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた円滑な移行を図るため、幼稚園・保育所・小学校・中学校間のスムーズな接続を目指します。	継続	教育センター

4経済的支援

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
2218	障害のある子ど もの養育に関す る手当	中程度以上の身体障害児 (20歳未満)・知的障害児 (20歳未満)を監護・養育している養育者に手当を支給します。	継続	障害福祉課
2219	支援学級等就学 奨励事業	支援学級等に在籍している児童・ 生徒の保護者に対して学用品費等を 支給します。	継続	学務課

3 児童虐待防止

児童に対する虐待の防止や早期発見のための通告義務等について地域住民に対する啓発を引き続き推進するなど、地域における虐待防止のための支援体制の強化を図ります。

また、保健・福祉・医療・教育・警察等関係機関が連携する児童虐待防止ネットワークによる児童虐待防止対策を展開することで、虐待のない、子どもの人権が守られるまちをめざします。

①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
2301	児童虐待防止の 啓発活動	「オレンジリボンキャンペーン」 等を通して、市民への一層の啓発を 行い、地域全体で見守る活動の推進 を図り、児童虐待の未然防止・早期 発見に努めます。	継続	子育て支援課
2302	子育てに関する 相談による児童 虐待の防止	子育て不安や負担感、子どもへの 関わりに戸惑いのある保護者に対し て、気軽に相談できるよう、子育て 支援総合センター内の「こども相談 室」において、適切な情報提供や、 よりきめ細やかな相談を行い、負担 感の軽減を図ります。	継続	子育て支援課
2303	要保護児童対策 地域協議会の強 化	児童虐待の防止・解決に向け、情報の共有や支援体制の強化を図ります。また、要保護児童に長期的・多面的に対応するため、適正かつ迅速な情報伝達を図ります。さらに、事例管理を徹底するため、定期的にケース進行管理会議を行うとともに、担当職員や関係機関のスキルアップを図り、支援・対策の効果的な推進に努めます。	継続	子育て支援課

②要保護児童のいる家庭への支援

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
2304	被虐待児・保護	児童虐待にいたってしまった親子	継続	子育て支援課
	者の支援	に対し、子どもへの関わり方等の相		
		談を受け、子育てへの不安感・負担		
		感の軽減を図ります。また、所属機		
		関での見守り・相談が受けられるよ		
		うに、在宅で子育てをしている親子		
		に対して、保育所等への入所を促し、		
		被虐待児・保護者ともに支援の充実		
		を図ります。家族の再統合に向けて		
		は、子ども家庭センターと連携を図		
		り、被虐待児の家庭復帰後の支援を		
		推進します。		
2305	面前DVの防止	心理的児童虐待にあたる面前DV	新規	人権·男女共生課
	及び被害者の支	の防止に努めるとともに、被害者・		
	援	被害児童が安心して暮らせるよう支		
		援します。		

4 外国人など配慮が必要な家庭への支援

言語も文化も習慣も異なる外国人の家庭が安心して生活していくことができるよう、外国人を理解する啓発・教育に取り組み、多様性を受け入れる地域社会を築きます。

また、外国籍の子どもや帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったり することなく健やかに成長することができるよう、必要な支援を実施します。

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
2401	帰国・渡日児童	帰国・渡日児童・生徒が習得してい	量的•質	学校教育推進課
	生徒の支援	る貴重な文化体験、母語を生かし、	的充実	
		社会で生きる力を育むための学級を		
		開講するとともに、日本語の理解が		
		困難な児童生徒に授業通訳を派遣し		
		ます。		
2402	外国人保護者へ	日本語の理解が困難な外国人保護	継続	学校教育推進課
	の通訳派遣	者に、授業参観、懇談、家庭訪問等		
		の際に通訳を派遣します。		

5 子どもの貧困対策

国では、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、 平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。

本市においてもこの大綱の考え方を踏まえ、貧困家庭に対する自立生活のための支援などに取り組んでいきます。

事業No.	事	業	内	容	行動目標	担当課
2501	生活困窮 支援事業		経済的に困窮して みならず、複合的な ている方(世帯)に対 もに自立に向けたフ	は課題を抱え困っ けして、本人とと プランを作成し、	新規	福祉政策課
2502	「未来は れる」プ クト		伴走型の支援を行い 子どもの貧困に関標の改善に向けて、 や生活の支援のためます。また、毎年度 況を把握し、事業の す。	見して設定した指 関係各課が教育 かの事業を実施し を、指標の改善状	新規	こども政策課

第3節 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた 施策の展開

1 意識啓発

子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をはじめ、育児休業などの各種法制度や子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し、従業員の子育て支援への理解や協力を求める啓発を推進します。

また、家庭に対しては、男女共同参画の視点に立ち、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりを支援します。

①企業への啓発や支援

事業No.	事	業	内容		行動目標	担当課
3101	仕事と生	三活の調	仕事と生活の調和(ワーク・	・ライ	継続	人権·男女共生課
	和(ワー	-ク・ラ	フ・バランス) についての講座	座を実		
	イフ・バ	ランス)	施するなど、仕事と子育てを同	町立す		
	について	の啓発	ることができる職場環境づくり	りの重		
			要性について理解が深まるよ	よう 周		
			知・啓発を図ります。			
3102	女性の勍	比労支援	女性の職場復帰や再就職をう	支援し	新規	人権·男女共生課
			ます。			
3103	子育て支	で援の取	雇用者向けの子育て支援の取締	狙等を	継続	契約検査課
	組等を事	事業者評	入札などにおける事業者評価基	基準の		
	価の基準	生とする	一つとする制度を推進します。			
	制度の推	推				

②家庭への啓発や支援

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
3104	男女共同参画に 関する啓発	家庭生活への男女の共同参画を促進するため、男女共同参画に関する	継続	人権·男女共生課
		啓発や講座を実施します。		
3105	父親対象の子育 て支援講座	父親の育児参加を促進するために、父親と子どもが遊びを通してふれあう機会の提供や、育児や家事の知識や技術を身につける講座を実施します。	継続	人権·男女共生課

2 職場環境の改善

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の 調和推進のための行動指針」を踏まえ、男女が仕事時間と子育てや家事などの生 活時間のバランスがとれる生き方や働き方ができるよう、企業に対し職場環境の 改善や従業員の働き方の見直しなどを働きかけます。

事業No.	事 業	内容	行動目標	担当課
3201	雇用・労働関係	健全な雇用関係の確立及び働きや	量的・質	商工労政課
	セミナー及び労	すい職場環境の実現を図るため、	的充実	
	働に関する啓発	ワーク・ライフ・バランス等に関す		
		るセミナーを開催するとともに、公		
		正な採用選考、一般事業主行動計画		
		策定、育児休業制度などの啓発活動		
		を実施します。		
3202	働きやすい職場	勤労者の福祉の向上を図るため、	新規	商工労政課
	づくりの推進	両立支援や福利厚生の充実など働き		
		やすい職場づくりに取組む事業主に		
		支援を行います。		
3203	特定事業主行動	仕事と子育ての両立モデル職場と	質的充実	人事課
	計画(第3期)の	なるよう、茨木市特定事業主行動計		
	運用	画(第3期)を策定し、平成27年度か		
		ら取り組みます。		

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域設定の考え方

子ども・子育て支援法並びにそれに基づく基本指針では、幼児期の教育・保育 及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(利用ニーズ量) につい て、子育て家庭の利用希望等を踏まえ設定するとともに、量の見込みを確保する ための方策を定めることとなっています。さらに、それらを定める単位として、 「教育・保育提供区域」の設定も必要となります。

教育・保育提供区域は、本市の実情に応じて、地理的条件のほか、子どもの人口や交通事情等の社会的条件、教育・保育施設・サービスの提供基盤の整備の状況などを総合的に勘案して設定します。

基本指針では、子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することが必須事項となっています。

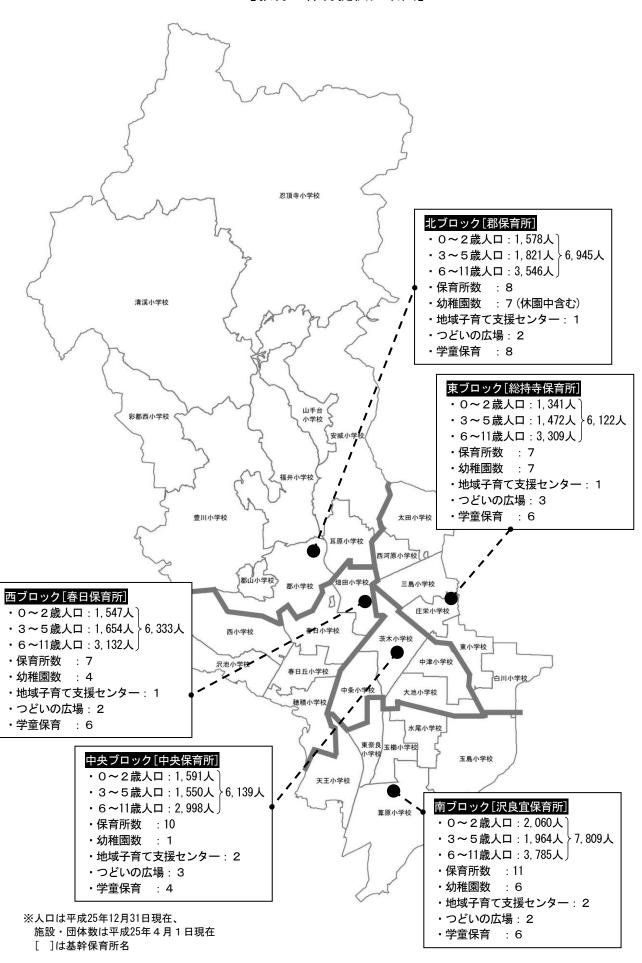
2 本市における教育・保育提供区域

区域内における拠点となる教育・保育施設の配置状況のほか、各区域の子どもの人口と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、小学校区を基本単位に、隣接する複数校区の組み合わせにより、次の5区域を設定しました。

【教育・	保育提供区域】
------	---------

ブロック	小学校区
中央ブロック	茨木、中条、大池、中津
東ブロック	三島、東、太田、庄栄、白川、西河原
西ブロック	春日、春日丘、沢池、畑田、穂積、西
南ブロック	玉櫛、玉島、水尾、天王、葦原、東奈良
北ブロック	安威、福井、清蹊、忍頂寺、豊川、郡山、郡、 山手台、耳原、彩都西

【教育·保育提供区域図】



第2節 子ども・子育て支援事業についての考え方

1 「量の見込み」と「確保方策」を設定する事業

基本指針では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、 その量の見込み(潜在的なニーズを含む利用の見込み)とそれを確保するための 方策を定めることとされています。

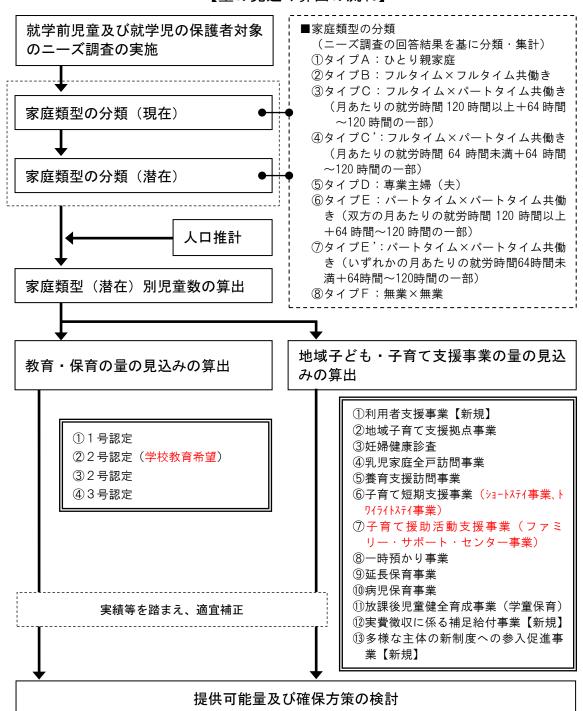
本計画で量の見込みと確保方策を定める事業は、次の13事業になります。

		区分	対象者等	内容
教育	(1)	1号認定	3~5歳	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分 (認定こども園、幼稚園)
育 保育	(2)	2号認定	3~5歳	保育の必要性がある認定区分 (幼稚園、認定こども園、保育所)
育	(3)	3号認定	0歳 1·2歳	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分 (認定こども園、保育所、地域型保育施設)
	(1)	利用者支援事業	0~5歳 小 学 生	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
	(2)	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター、 つどいの広場)	0~5歳	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援 したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けなが ら、子育て支援を行う事業
	(3)	妊婦健康診査事業	妊 婦	妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊 娠中の健康の保持・増進を図る事業
	(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの 乳児	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、 保育士等が訪問し、地域で子育てを応援する事業
	(5)	養育支援訪問事業	0~18歳未満 養育上の問題を抱 え、育児相談等の 支援が必要な家庭	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、 養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関す る指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実 施を確保するための事業
地域子ども	(6)	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業、トワ イライトステイ事業)	0~18歳未満	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の 理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童 養護施設などで養育・保護を行う事業
	(7)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0~5歳	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業
子育て支援事業	(8)	一時預かり事業 ①認定こども園・幼稚園にお ける在園児を対象とした一時	①3~5歳	①認定こども園・幼稚園における在園児(3~5歳) を対象とした一時預かり(預かり保育)事業
*		預かり(預かり保育) ②その他の一時預かり	②0~5歳	②上記以外の児童(0~5歳)を対象とした、保育 所等における一時預かり事業
	(9)	時間外保育事業 (延長保育事業)	0~5歳	保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を 行う事業
	(10)	病児・病後児保育事業	0歳~小学3年生	病中·病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、 看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者 の子育てと就労の両立を支援する事業
	(11)	放課後児童健全育成事業 (学童保育)	小 学 生	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童 に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を 提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした 事業
	(12)	実費徴収に係る補足給付 を行う事業	※量の見込みの算出等	は不要
	(13)	多様な主体が本制度に参入す ることを促進するための事業	※量の見込みの算出等	は不要

2 量の見込み設定についての考え方

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の保育サービスの利用実績等を勘案しながら、一部補正を行いました。

【量の見込み算出の流れ】



3 平成27年度から31年度までの推計児童数

コーホート要因法により推計した平成27年度から31年度までの計画期間中の0 歳から11歳までの児童数の推計値は下記のとおりです。

全体として、少子化に伴い、児童人口は減少していき、平成31年度は31,982人で、平成26年度の33,368人から1,386人減少(4.2%減)する見込みです。

【推計児童人口(O~11歳)】

市全域

	実績値						推計值	直				
	平成		平成		平成		平成	,	平成		平成	
	26 年度		27 年月	茰	28 年月	吏	29 年月	吏	30 年月	吏	31 年月	蒦
O歳	2, 545	人	2, 515	人	2, 488	人	2, 427	人	2, 389	人	2, 355	人
1 歳	2, 597	人	2, 551	人	2, 534	人	2, 496	人	2, 436	人	2, 398	人
2 歳	2, 714	人	2, 611	人	2, 577	人	2, 548	人	2, 511	人	2, 452	人
3 歳	2, 879	人	2, 758	人	2, 666	人	2, 623	人	2, 594	人	2, 557	人
4 歳	2, 872	人	2, 853	人	2, 745	人	2, 642	人	2, 598	人	2, 570	人
5 歳	2, 892	人	2, 928	人	2, 890	人	2, 843	人	2, 634	人	2, 590	人
6歳	2, 974	人	2, 942	人	2, 977	人	2, 952	人	2, 925	人	2, 668	人
7歳	2, 813	人	2, 926	人	2, 893	人	2, 945	人	2, 890	人	2, 904	人
8歳	2, 746	人	2, 793	人	2, 919	人	2, 890	人	2, 939	人	2, 863	人
9 歳	2, 717	人	2, 736	人	2, 790	人	2, 916	人	2, 885	人	2, 943	人
10 歳	2, 903	人	2, 706	人	2, 733	人	2, 788	人	2, 895	人	2, 881	人
11 歳	2, 716	人	2, 811	人	2, 627	人	2, 639	人	2, 703	人	2, 801	人
合計	33, 368	人	33, 130	人	32, 839	人	32, 709	人	32, 399	人	31, 982	人

中央ブロック

	実績値			推計値		
	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
O歳	525 人	527 人	532 人	525 人	525 人	527 人
1 歳	543 人	534 人	543 人	547 人	528 人	528 人
2 歳	518 人	556 人	558 人	563 人	567 人	536 人
3 歳	560 人	532 人	581 人	579 人	583 人	588 人
4 歳	503 人	559 人	540 人	588 人	586 人	588 人
5 歳	509 人	521 人	589 人	565 人	614 人	612 人
6歳	533 人	522 人	547 人	615 人	588 人	636 人
7歳	535 人	537 人	534 人	556 人	626 人	595 人
8歳	502 人	546 人	558 人	551 人	575 人	646 人
9歳	507 人	506 人	561 人	569 人	561 人	587 人
10 歳	532 人	518 人	525 人	580 人	587 人	579 人
11 歳	506 人	538 人	533 人	536 人	595 人	598 人
合計	6, 276 人	6, 393 人	6,596 人	6,777 人	6,935 人	7,019 人

(各年度4月1日現在)

東ブロック

	実績値			推計値		
	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
O歳	429 人	416 人	400 人	383 人	364 人	342 人
1 歳	445 人	437 人	422 人	404 人	386 人	368 人
2 歳	454 人	443 人	433 人	418 人	400 人	381 人
3 歳	484 人	452 人	438 人	427 人	413 人	394 人
4 歳	480 人	481 人	450 人	436 人	424 人	411 人
5歳	480 人	481 人	483 人	448 人	434 人	423 人
6歳	508 人	473 人	472 人	470 人	436 人	423 人
7歳	506 人	506 人	469 人	467 人	463 人	430 人
8歳	489 人	503 人	500 人	463 人	458 人	457 人
9歳	625 人	488 人	500 人	494 人	457 人	451 人
10 歳	571 人	627 人	488 人	496 人	492 人	455 人
11 歳	592 人	569 人	623 人	483 人	490 人	487 人
合計	6,063 人	5,878 人	5, 682 人	5,388 人	5, 217 人	5,021 人

西ブロック

	実績値			推計値		
	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
O歳	509 人	501 人	485 人	471 人	457 人	442 人
1 歳	542 人	533 人	523 人	504 人	488 人	474 人
2 歳	541 人	550 人	537 人	525 人	505 人	491 人
3 歳	521 人	559 人	565 人	549 人	536 人	516 人
4 歳	554 人	527 人	564 人	566 人	550 人	537 人
5 歳	556 人	557 人	529 人	563 人	564 人	548 人
6 歳	523 人	571 人	572 人	539 人	573 人	576 人
7歳	557 人	528 人	573 人	570 人	539 人	569 人
8歳	495 人	562 人	533 人	574 人	572 人	541 人
9 歳	541 人	497 人	562 人	531 人	570 人	570 人
10 歳	551 人	543 人	496 人	559 人	526 人	565 人
11 歳	532 人	556 人	547 人	498 人	560 人	527 人
合計	6, 421 人	6, 482 人	6, 483 人	6, 450 人	6, 441 人	6, 356 人

(各年度4月1日現在)

南ブロック

	実績値			推計值		
	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
O歳	702 人	689 人	673 人	654 人	635 人	609 人
1 歳	668 人	684 人	669 人	651 人	631 人	613 人
2 歳	703 人	644 人	654 人	637 人	619 人	602 人
3 歳	666 人	677 人	619 人	627 人	610 人	592 人
4 歳	658 人	654 人	661 人	604 人	610 人	592 人
5 歳	651 人	641 人	636 人	640 人	581 人	589 人
6歳	609 人	623 人	609 人	601 人	604 人	549 人
7歳	646 人	602 人	614 人	601 人	589 人	590 人
8歳	598 人	637 人	590 人	599 人	586 人	575 人
9歳	612 人	585 人	622 人	571 人	581 人	568 人
10 歳	624 人	608 人	580 人	612 人	563 人	571 人
11 歳	694 人	622 人	604 人	574 人	606 人	557 人
合計	7,831 人	7,667 人	7,529 人	7, 373 人	7,214 人	7,009 人

北ブロック

	実績値			推計値		
	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
O歳	499 人	504 人	495 人	488 人	477 人	470 人
1 歳	516 人	555 人	558 人	543 人	535 人	525 人
2 歳	583 人	549 人	585 人	587 人	572 人	564 人
3 歳	597 人	608 人	578 人	607 人	612 人	596 人
4 歳	602 人	615 人	622 人	591 人	620 人	626 人
5 歳	618 人	617 人	630 人	640 人	607 人	634 人
6 歳	625 人	636 人	631 人	645 人	651 人	624 人
7歳	574 人	632 人	640 人	633 人	648 人	656 人
8歳	606 人	579 人	636 人	640 人	633 人	648 人
9歳	602 人	614 人	582 人	637 人	640 人	633 人
10 歳	614 人	611 人	620 人	585 人	640 人	641 人
11 歳	562 人	616 人	611 人	617 人	582 人	637 人
合計	6,997 人	7, 138 人	7, 186 人	7, 214 人	7, 218 人	7, 255 人

(各年度4月1日現在)

第3節 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容

国の基本指針及び、教育・保育事業における利用状況及びニーズ調査等により 把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育 事業の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状 況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「幼児期の教育・保育の量の見込 み(必要利用定員総数)」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育事業及び地域型保 育事業による「確保方策=提供体制の整備」及び「実施時期」を設定します。

【保育認定ごとの対象児童、利用該当施設・事業等】

支給認定	対象!	見童年齢・家庭類型	該当する施設・事業等 (家庭類型に関連する分類)
1 号認定	3~5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	幼稚園・認定こども園
0.日初中	0 - E #5	共働き等で学校教育の希 望が強い家庭	幼稚園・認定こども園 (※支給認定:1号認定)
2号認定	3~5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所 (※支給認定:2号認定)
3号認定	0~2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・地域 型保育事業

平成27年度から31年度における量の見込み、確保の方策及び実施時期は、次ページ以降のとおりとします。

1 1号認定

3~5歳の児童が対象で、教育ニーズがある認定区分です。 利用が想定される施設は、「認定こども園」または「幼稚園」です。

(1) 市全域

市全域では需要量を確保できています。(中央ブロックにおいて供給不足となりますが、私立幼稚園は園区設定がなく、通園バス等により他のブロック等に通園している実態があるためです。)

【基本情報】

提供区域	5 ブロック	
	タイプC ´	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
社会 宝成短刑	タイプD	専業主婦(夫)家庭
対象家庭類型	タイプE ´	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプF	無業・無業の家庭
対象年齢	3歳~5歳児	

		平成			実施時期		
		26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計	-児童人口(人)	8, 643	8, 539	8, 301	8, 108	7, 826	7, 717
	1号認定 (学校教育の希望強)		4, 379	4, 257	4, 158	4, 014	3, 958
量の日	2号認定 (学校教育の希望強)	4, 773	722	702	686	662	653
の見込み	他市の子ども(受入)		664	439	239	239	239
	①計		5, 765	5, 398	5, 083	4, 915	4, 850
	幼稚園 (特定教育・保育施設)		1, 975	1, 975	190	190	190
確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		541	541	1, 609	1, 609	1, 609
確保の内容	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		3, 780	3, 780	3, 780	3, 780	3, 780
容	他市通園 (市内の子ども)		571	546	546	546	546
	②計		6, 867	6, 842	6, 125	6, 125	6, 125
	差 (②一①)		1, 102	1, 444	1, 042	1, 210	1, 275

(2)提供区域別

中央ブロック

現在、ブロック内に公立幼稚園が1園しかありませんが、待機や定員を超えての利用希望もなく、市内全域で考えると需要量を確保できています。

		平成			実施時期		
		26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児	推計児童人口(人)		1, 611	1, 709	1, 733	1, 783	1, 787
	1号認定 (学校教育の希望強)		851	860	857	852	851
量の目	2号認定 (学校教育の希望強)		140	142	141	141	140
の見込み	他市の子ども(受入)		0	0	0	0	0
	①計		991	1, 002	998	993	991
	幼稚園 (特定教育・保育施設)		158	159	19	19	19
確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		228	228	344	344	344
確保の内容	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		476	493	497	501	497
容	他市通園 (市内の子ども)		52	52	52	52	52
	②計		914	932	912	916	912
	差 (②一①)			-70	-86	-77	-79

東ブロック

現在、公立幼稚園3園、私立幼稚園4園あり、待機や定員を超えての利用希望もなく、需要量を確保できています。

		平成			実施時期		
		26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童	(人口(人)	1, 444	1, 415	1, 372	1, 311	1, 272	1, 228
	1号認定 (学校教育の希望強)		715	676	641	606	584
量の見込み	2号認定 (学校教育の希望強)		118	111	106	100	96
込み	他市の子ども(受入)		240	105	0	0	0
	①計		1, 073	892	747	706	680
	幼稚園 (特定教育 • 保育施設)		427	427	7	7	7
確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		1	1	235	235	235
確保の内容	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		1, 037	1, 028	1, 024	1, 020	1, 021
容	他市通園 (市内の子ども)		70	70	70	70	70
	②計		1, 535	1, 526	1, 336	1, 332	1, 333
	差 (②一①)		462	634	589	626	653

西ブロック

現在、公立幼稚園2園、私立幼稚園2園あり、待機や定員を超えての利用希望もなく、需要量を確保できています。

		平成			実施時期		
		26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童	(人口(人)	1, 631	1, 642	1, 657	1, 679	1, 650	1, 601
	1号認定 (学校教育の希望強)		851	823	809	776	757
量の見込み	2号認定 (学校教育の希望強)		140	136	134	128	125
込み	他市の子ども(受入)		10	10	10	10	10
	①計		1, 001	969	953	914	892
	幼稚園 (特定教育 • 保育施設)		505	504	154	154	154
確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		15	15	205	205	205
確保の内容	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		457	455	453	446	438
容	他市通園 (市内の子ども)		145	144	144	144	144
	2計		1, 122	1, 118	956	949	941
	差 (②一①)		121	149	3	35	49

南ブロック

現在、公立幼稚園3園、私立幼稚園3園あり、待機や定員を超えての利用希望もなく、需要量を確保できています。

		平成			実施時期		
		26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童	(人口(人)	1, 976	1, 972	1, 916	1, 871	1, 800	1, 773
	1 号認定 (学校教育の希望強)		1, 052	1, 006	971	923	906
量の見込み	2号認定 (学校教育の希望強)		174	166	160	152	150
込み	他市の子ども(受入)		90	90	90	90	90
	①計		1, 316	1, 262	1, 221	1, 165	1, 146
	幼稚園 (特定教育・保育施設)		667	667	2	2	2
確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	384	384	384
確保の内容	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		755	744	738	734	733
容	他市通園 (市内の子ども)		149	149	149	149	149
	2計		1, 571	1, 560	1, 273	1, 269	1, 268
	差 (②一①)		255	298	52	104	122

北ブロック

現在、公立幼稚園3園、私立幼稚園3園、認定こども園1園あり、待機や定員を超えての利用希望もなく、需要量を確保できています。

		平成			実施時期		
		26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童	(人口(人)	1, 817	1, 841	1, 829	1, 838	1, 839	1, 857
	1号認定 (学校教育の希望強)		910	892	880	857	860
量の見込み	2号認定 (学校教育の希望強)		150	147	145	141	142
込み	他市の子ども(受入)		324	234	139	139	139
	①計		1, 384	1, 273	1, 164	1, 137	1, 141
	幼稚園 (特定教育 • 保育施設)		218	218	8	8	8
確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		297	297	441	441	441
確保の内容	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		1, 055	1, 060	1, 068	1, 079	1, 091
容	他市通園 (市内の子ども)		155	131	131	131	131
	②計		1, 725	1, 706	1, 648	1, 659	1, 671
	差 (②一①)		341	433	484	522	530

2 2号認定

3~5歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。 利用が想定される施設は、「認定こども園」または「保育所」です。

(1) 市全域

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 市立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

【基本情報】

提供区域	5 ブロック	。 ジブロック							
	タイプA	ひとり親家庭 (母子または父子家庭)							
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭							
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)							
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)							
対象年齢	3歳~5歳児								

					実施時期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児	推計児童人口(人)		8, 539	8, 301	8, 108	7, 826	7, 717
量の見込み	保育利用希望(人)	2, 859	3, 037	2, 953	2, 884	2, 784	2, 745
	①計		3, 037	2, 953	2, 884	2, 784	2, 745
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	239	391	391
確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)		2, 755	2, 959	3, 109	3, 109	3, 109
内容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		21	21	21	21	21
	②計		2, 776	2, 980	3, 369	3, 521	3, 521
	差 (2-1)		-261	27	485	737	776

(2) 提供区域別

中央ブロック

- ① 市立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ② 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)

		平成 26 年度			実施時期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口(人)		1, 572	1, 611	1, 709	1, 733	1, 783	1, 787
量の見込み	保育利用希望(人)	640	279	272	266	258	254
	① 請 †		279	272	266	258	254
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	24	24	24
確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)		567	669	699	699	699
内容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
	②計		567	669	723	723	723
	差 (②一①)		288	397	457	465	469

東ブロック

- ① 市立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ② 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)

		平成 26 年度			実施時期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童人口(人)		1, 444	1, 415	1, 372	1, 311	1, 272	1, 228
量の見込み	保育利用希望(人)	546	565	549	536	517	510
	①計		565	549	536	517	510
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	58	58	58
確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)		550	593	623	623	623
内容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		21	21	21	21	21
	②計		571	614	702	702	702
	差 (2-1)		6	65	166	185	192

西ブロック

- ① 市立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ② 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

		平成			実施時期		
		26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計	·児童人口(人)	1, 631	1, 642	1, 657	1, 679	1, 650	1, 601
量の見込み	保育利用希望(人)	474	796	774	755	729	719
込み	①計		796	774	755	729	719
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	41	142	142
確保の	保育所 (特定教育・保育施設)		418	425	455	455	455
内容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
	②計		418	425	496	597	597
	差 (2-①)		-378	-349	-259	-132	-122

南ブロック

- ① 市立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ② 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成27年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)

		平成			実施時期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計	児童人口(人)	1, 976	1, 972	1, 916	1, 871	1, 800	1, 773
量の見込み	保育利用希望(人)	680	714	694	678	654	645
込み	①計		714	694	678	654	645
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	58	58	58
確保の	保育所 (特定教育・保育施設)		746	775	805	805	805
の内容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
	②計		746	775	863	863	863
	差 (②一①)		32	81	185	209	218

北ブロック

- ① 市立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ② 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

			実施時期							
		26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度			
推計児童人口(人)		1, 817	1, 841	1, 829	1, 838	1, 839	1, 857			
量の見込み	保育利用希望(人)	519	683	664	649	626	617			
兄込み	①計		683	664	649	626	617			
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	58	109	109			
確保の	保育所 (特定教育・保育施設)		474	497	527	527	527			
内容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0			
	②計		474	497	585	636	636			
差 (②一①)			-209	-167	-64	10	19			

3 3号認定

 $0 \sim 2$ 歳の児童が対象で、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分です。

利用が想定される施設は、「認定こども園」または「保育所」「特定地域型保育事業」です。

(1) 市全域

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 0~2歳児におけるニーズ確保方策として、小規模保育事業の拡充を図ります。(平成27年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

【基本情報】

提供区域	5 ブロック	
	タイプA	ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)
対象年齢	O歳~2歳児	

			平成			実施時期		
			26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	推計児	尼童人口 (人)	2, 545	2, 515	2, 488	2, 427	2, 389	2, 355
	量の見込み	必要利用定員総数	437	660	652	636	627	618
	込み	①計		660	652	636	627	618
0		保育所 (特定教育・保育施設)		439	472	522	522	522
O 歳 児	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	0	43	43
	保の内容	地域型保育事業		60	72	72	72	72
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		6	6	6	6	6
		②計		505	550	600	643	643
	差 (②一①)			-155	-102	-36	16	25
	推計児	推計児童人口(人)		5, 162	5, 111	5, 044	4, 947	4, 850
	量の目	必要利用定員総数	1, 763	2, 149	2, 127	2, 100	2, 059	2, 019
	の見込み	①計		2, 149	2, 127	2, 100	2, 059	2, 019
1		保育所 (特定教育・保育施設)		1, 600	1, 727	1, 827	1, 827	1, 827
2 歳	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	0	115	115
児	保の内容	地域型保育事業		130	156	156	156	156
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		83	83	83	83	83
		②計		1, 813	1, 966	2, 066	2, 181	2, 181
		差 (②一①)		-336	-161	-34	122	162

(2) 提供区域別

中央ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② $0 \sim 2$ 歳児におけるニーズ確保方策として、小規模保育事業の拡充を図ります。 (平成27年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)

		平成			実施時期			
			26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	推計	児童人口(人)	499	504	495	488	477	470
	量の	必要利用定員総数	96	61	60	59	59	58
	量の見込み	①計		61	60	59	59	58
		保育所 (特定教育・保育施設)		63	81	91	91	91
O 歳 児	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	0	0	0
	確保の内容	地域型保育事業		12	12	12	12	12
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		75	93	103	103	103
	差 (②一①)			14	33	44	44	45
	推計児童人口(人)		1, 099	1, 104	1, 142	1, 131	1, 107	1, 089
	量の日	必要利用定員総数	432	198	196	193	189	185
	の見込み	①計		198	196	193	189	185
1		保育所 (特定教育・保育施設)		247	293	313	313	313
· 2 歳	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	0	0	0
児	保の内容	地域型保育事業		26	26	26	26	26
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		273	319	339	339	339
		差 (②一①)		75	123	146	150	154

東ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)

			平成	実施時期				
			26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	推計児	· 是童人口(人)	429	416	400	383	364	342
	量の見込み	必要利用定員総数	76	123	122	119	118	116
		①計		123	122	119	118	116
0		保育所 (特定教育・保育施設)		110	113	123	123	123
O 歳 児	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	0	0	0
	確保の内容	地域型保育事業		6	6	6	6	6
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		6	6	6	6	6
		②計		122	125	135	135	135
	差 (②一①)			-1	3	16	17	19
	推計児	己 童人口(人)	899	880	855	822	785	749
	量の見込み	必要利用定員総数	296	400	397	392	385	377
	込み	①計		400	397	392	385	377
1		保育所 (特定教育・保育施設)		391	429	449	449	449
2 歳児	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	0	0	0
児	確保の内容	地域型保育事業		13	13	13	13	13
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		63	63	63	63	63
		②計		467	505	525	525	525
		差 (②一①)		67	108	133	140	148

西ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 0~2歳児におけるニーズ確保方策として、小規模保育事業の拡充を図ります。(平成27年度・平成28年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

			平成			実施時期		
			26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	推計児	童人口(人)	509	501	485	471	457	442
	量の見込み	必要利用定員総数	72	172	170	166	163	161
	込み	①計		172	170	166	163	161
		保育所 (特定教育・保育施設)		62	62	72	72	72
歳児	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	0	30	30
	確保の内容	地域型保育事業		24	36	36	36	36
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		86	98	108	138	138
	差 (②一①)			-86	-72	-58	-25	-23
	推計児	推計児童人口(人)		1, 082	1, 059	1, 028	993	965
	量の見込み	必要利用定員総数	274	562	556	549	538	528
	光込み	①計		562	556	549	538	528
1		保育所 (特定教育·保育施設)		229	239	259	259	259
2 歳	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	0	89	89
児	保の内容	地域型保育事業		52	78	78	78	78
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		20	20	20	20	20
		②計		301	337	357	446	446
		差 (②一①)		-261	-219	-192	-92	-82

南ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)

			平成			実施時期		
			26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	推計	·児童人口(人)	702	689	673	654	635	609
	量の見込み	必要利用定員総数	133	155	153	149	147	145
		①計		155	153	149	147	145
0		保育所 (特定教育・保育施設)		129	131	141	141	141
O 歳 児	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	0	0	0
	確保の内容	地域型保育事業		18	18	18	18	18
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		147	149	159	159	159
	差 (②一①)			-8	-4	10	12	14
	推計児童人口(人)		1, 371	1, 328	1, 323	1, 288	1, 250	1, 215
	量の見込み	必要利用定員総数	444	505	499	493	483	474
	込み	①計		505	499	493	483	474
1		保育所 (特定教育・保育施設)		462	468	488	488	488
2 歳児	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	0	0	0
児	確保の内容	地域型保育事業		39	39	39	39	39
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		501	507	527	527	527
		差 (②一①)		-4	8	34	44	53

北ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② $0 \sim 2$ 歳児におけるニーズ確保方策として、小規模保育事業の拡充を図ります。 (平成29年度)
- ③ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

			平成			実施時期		
			26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	推計	児童人口(人)	499	504	495	488	477	470
	量の見込み	必要利用定員総数	60	149	147	143	140	138
	込み	①計		149	147	143	140	138
	確	保育所 (特定教育・保育施設)		75	85	95	95	95
0 歳児		認定こども園 (特定教育・保育施設)					13	13
	確保の内容	地域型保育事業						
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」						
		②計		75	85	95	108	108
	差 (②一①)			-74	-62	-48	-32	-30
	推計児童人口(人)		1, 099	1, 104	1, 142	1, 131	1, 107	1, 089
	量の見込み	必要利用定員総数	317	484	479	473	464	455
	光込み	①計		484	479	473	464	455
1		保育所 (特定教育・保育施設)		271	298	318	318	318
2 歳	確	認定こども園 (特定教育・保育施設)					26	26
児	保の内容	地域型保育事業						
	容	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」						
		②計		271	298	318	344	344
		差 (②一①)		-213	-181	-155	-120	-111

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容

国の基本指針及び、教育・保育事業における利用状況及びニーズ調査等により 把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域 子ども・子育て支援事業の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業 による「確保方策=供給体制の整備」及び「実施時期」を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 【新規】利用者支援事業

0~5歳または小学生の児童やその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

(1) 市全域

中央:27年度に、子育て支援総合センターに設置

東 : 29 年度から、1 か所設置 西 : 29 年度から、1 か所設置 南 : 29 年度から、1 か所設置 北 : 29 年度から、1 か所設置

【基本情報】

提供区域	5 ブロック
対象家庭類型	すべての家庭類型

		実施時期					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
市全域	整備目標数(か所)	1	1	5	5	5	
中央ブロック	整備目標数(か所)	1	1	1	1	1	
東ブロック	整備目標数(か所)	0	0	1	1	1	
西ブロック	整備目標数(か所)	0	0	1	1	1	
南ブロック	整備目標数(か所)	0	0	1	1	1	
北ブロック	整備目標数(か所)	0	0	1	1	1	

2 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター、つどいの広場)

0~5歳の児童とその保護者が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

(1) 市全域

東ブロック:つどいの広場1か所開設予定(平成29年度)

西ブロック:つどいの広場2か所開設予定(平成28、30年度) 南ブロック:つどいの広場2か所開設予定(平成28、31年度)

北ブロック:つどいの広場3か所開設予定(平成29、30、31年度)

【基本情報】

提供区域	5 ブロック	
	タイプC´	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
社会党成叛刑	タイプD	専業主婦(夫)家庭
対象家庭類型	タイプE´	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプF	無業・無業の家庭
対象年齢	○歳~5歳児	

		実施時期					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①利用者数の見込み (人日)		180, 268	178, 437	175, 431	172, 261	169, 185	
内 確保の	②受入可能人数 (人日)	127, 869	138, 469	149, 069	159, 669	170, 269	
容の	実施か所数	20	22	24	26	28	
差 (②一①)		-52, 399	-39, 968	-26, 362	-12, 592	1, 084	

(2)提供区域別

中央ブロック

需要量を確保できています。

【量の見込みと確保内容】

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者数の見込み (人日)		30, 321	30, 592	30, 807	30, 839	30, 660
内容の	②受入可能人数 (人日)	54, 668	54, 668	54, 668	54, 668	54, 668
	実施か所数	5	5	5	5	5
差 (②一①)		24, 347	24, 076	23, 861	23, 829	24, 008

東ブロック

つどいの広場1か所開設予定です。(平成29年度)

		実施時期					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①利用者数の見込み (人日)		32, 607	31, 546	30, 466	29, 375	28, 211	
内容の	②受入可能人数 (人日)	17, 831	17, 831	23, 131	23, 131	23, 131	
容の	実施か所数	4	4	5	5	5	
差 (②一①)		-14, 776	-13, 715	-7, 335	-6, 244	-5, 080	

西ブロック

つどいの広場2か所開設予定です。(平成28、30年度)

【量の見込みと確保内容】

		実施時期						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
①利用者数の見込み (人日)		36, 520	35, 587	34, 751	33, 940	33, 338		
内保のの	②受入可能人数 (人日)	15, 433	20, 733	20, 733	26, 033	26, 033		
	実施か所数	3	4	4	5	5		
差 (②一①)		-21, 087	-14, 854	-14, 018	-7, 907	-7, 305		

南ブロック

つどいの広場2か所開設予定です。(平成28、31年度)

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者数の見込み (人日)		53, 041	52, 441	51, 319	50, 326	49, 297
内容の	②受入可能人数 (人日)	28, 089	33, 389	33, 389	33, 389	38, 689
容の	実施か所数	4	5	5	5	6
差 (②一①)		-24, 952	-19, 052	-17, 930	-16, 937	-10, 608

北ブロック

<u>つどいの</u>広場3か所開設予定です。(平成29、30、31年度)

		実施時期						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
①利用者数の見込み (人日)		27, 779	28, 271	28, 088	27, 781	27, 679		
内保のの	②受入可能人数 (人日)	11, 848	11, 848	17, 148	22, 448	27, 748		
	実施か所数	4	4	5	6	7		
差 (②一①)		-15, 931	-16, 423	-10, 940	-5, 333	69		

3 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を 図る事業です。

(1) 市全域

実施場所:府医師会に加入する医療機関

府医師会に加入する助産所

その他(里帰り出産先の医療機関・助産所)

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型

	実施時期					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①健診受診見込み者数 (延べ人)	34, 832	33, 978	33, 446	32, 970	32, 578	

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、地域で子育てを応援する事業です。

(1) 市全域

実施機関:子育て支援総合センター

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型

	実施時期						
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
①訪問対象者の見込み数 (人)	2, 515	2, 488	2, 427	2, 389	2, 355		
②確保の内容	2, 515	2, 488	2, 427	2, 389	2, 355		
差 (②一①)	0	0	0	0	0		

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

(1) 市全域

必要な家庭に支援を行います。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	O歳~18歳未満

		実施時期						
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度			
①訪問対象者の見込み数 (人)	18	18	18	18	18			
②確保の内容	18	18	18	18	18			
差 (②一①)	0	0	0	0	0			

6 子育て短期支援事業 (ショートスティ事業・トワイライトスティ事業)

(1) ショートステイ事業

0~18 歳未満の児童を養育する保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

① 市全域

市外施設2か所追加予定です。(平成28年度)

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	O歳~18歳未満

		実施時期					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①利用者数の見込み(人)		91	90	88	86	84	
内容の	②受入可能人数 (人日)	57	93	93	93	93	
	実施か所数	3	5	5	5	5	
差 (②一①)		-34	3	5	7	9	

(2) トワイライトステイ事業

0~18歳未満の児童を養育する保護者の仕事の都合等により帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、児童養護施設などで、生活指導、夕食の提供等を行う事業です。

① 市全域

需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	O歳~18歳未満

		実施時期					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①利用者数の見込み(人)		76	76	76	76	76	
内容の	②受入可能人数 (人日)	76	76	76	76	76	
	実施か所数	3	3	3	3	3	
差 (②一①)		0	0	0	0	0	

7 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

0歳~小学6年生までの児童を養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援 をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを 橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業です。

(1) 市全域

需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	0歳~小学6年生

		実施時期				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①利用者数の見込み (人日)		6, 262	6, 207	6, 182	6, 123	6, 045
②確保の内容 活動人数(人日)		6, 163	6, 310	6, 310	6, 310	6, 310
差 (②一①)		-99	103	128	187	265

8 一時預かり事業

一時預かり事業には、幼稚園・認定こども園における在園児を対象にした「幼稚園型」と、保育所や地域子育て支援拠点等で実施する預かりがあります。

幼稚園における在園児を対象とした「①一時預かり(預かり保育)」は、 $3\sim5$ 歳の児童が対象で、「②その他の一時預かり」は、 $0\sim5$ 歳の児童を対象に、保育所等で一時的に子どもを預けることができる事業です。

(1)幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

① 市全域

中央ブロックでは供給不足となりますが、市全域では需要量を確保できて おり、新たな整備は不要と考えています。

【基本情報】

提供区域	5 ブロック
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	3歳~5歳児

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	1号認定による利用	34, 592	33, 628	32, 846	31, 704	31, 262
	2号認定による利用	72, 520	70, 499	68, 860	66, 465	65, 539
日の見込み	①計	107, 112	104, 127	101, 706	98, 169	96, 801
内容の	②受入可能人数 (人日)	725, 785	741, 325	762, 385	762, 385	762, 385
容の	実施か所数	24	24	24	24	24
差 (②一①)		618, 673	637, 198	660, 679	664, 216	665, 584

② 提供区域別

中央ブロック

ブロック内に公立幼稚園が1園しかないことから供給不足となりますが、市 全域で考えると需要量を確保できています。

【量の見込みと確保内容】

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	1号認定による利用	6, 724	6, 789	6, 774	6, 728	6, 718
(人日)	2号認定による利用	14, 097	14, 234	14, 200	14, 104	14, 084
日の見込み	①計	20, 821	21, 023	20, 974	20, 832	20, 802
内容の	②受入可能人数 (人日)	7, 050	7, 050	8, 790	8, 790	8, 790
容の	実施か所数	1	1	1	1	1
差 (②一①)		-13, 771	-13, 973	-12, 184	-12, 042	-12, 012

東ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	1号認定による利用	5, 647	5, 341	5, 060	4, 788	4, 612
(人日)	2号認定による利用	11, 838	11, 196	10, 608	10, 037	9, 668
	①計	17, 485	16, 537	15, 668	14, 825	14, 280
内容 の	②受入可能人数 (人日)	176, 250	183, 300	185, 040	185, 040	185, 040
容の	実施か所数	7	7	7	7	7
差 (②一①)		158, 765	166, 763	169, 372	170, 215	170, 760

西ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保内容】

			実施時期					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
利用	1号認定による利用	6, 722	6, 505	6, 391	6, 132	5, 982		
利用者数の見込み	2号認定による利用	14, 092	13, 637	13, 399	12, 856	12, 541		
兄 込 み	①計	20, 814	20, 142	19, 790	18, 988	18, 523		
内容の	②受入可能人数 (人日)	39, 340	41, 005	44, 530	44, 530	44, 530		
容の	実施か所数	3	3	3	3	3		
差	隻 (②一①)	18, 526	20, 863	24, 740	25, 542	26, 007		

南ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

			実施時期					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
利用	1号認定による利用	8, 312	7, 948	7, 668	7, 287	7, 156		
利用者数の見込み	2号認定による利用	17, 426	16, 662	16, 077	15, 277	15, 003		
兄 込 み	①計	25, 738	24, 610	23, 745	22, 564	22, 159		
内容の	②受入可能人数 (人日)	166, 865	170, 315	175, 580	175, 580	175, 580		
容の	実施か所数	6	6	6	6	6		
差 (②一①)		141, 127	145, 705	151, 835	153, 016	153, 421		

北ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

			実施時期						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度			
利用	1号認定による利用	7, 187	7, 045	6, 953	6, 769	6, 794			
利用者数の見	2号認定による利用	15, 067	14, 770	14, 576	14, 191	14, 243			
日の見込み	①計	22, 254	21, 815	21, 529	20, 960	21, 037			
内保の	②受入可能人数 (人日)	336, 280	339, 655	348, 445	348, 445	348, 445			
容の	実施か所数	7	7	7	7	7			
差 (②一①)		314, 026	317, 840	326, 916	327, 485	327, 408			

(2) その他の一時預かり(保育所等)

① 市全域

東ブロック: 1か所開設予定(平成29年度) 西ブロック: 1か所開設予定(平成30年度)

北ブロック: 2か所開設予定 (平成28年度・31年度)

【基本情報】

提供区域	5 ブロック	
	タイプC ´	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
社各 京成叛刑	タイプD	専業主婦(夫)家庭
対象家庭類型	タイプE´	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプF	無業・無業の家庭
対象年齢	○歳~5歳児	

		実施時期					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①利用者数の見込み(人日)		10, 414	10, 269	10, 122	9, 931	9, 821	
内容の	②受入可能人数(人日)	8, 895	9, 165	9, 435	9, 705	9, 975	
内保の	実施か所数	26	27	28	29	30	
差 (②一①)		-1, 519	-1, 104	-687	-226	154	

② 提供区域別

中央ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保内容】

		実施時期					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①利用者数の見込み (人日)		1, 502	1, 528	1, 529	1, 532	1, 527	
内容の	②受入可能人数(人日)	3, 103	3, 103	3, 103	3, 103	3, 103	
内保の	実施か所数	5	5	5	5	5	
差 (②一①)		1, 601	1, 575	1, 574	1, 571	1, 576	

東ブロック

1か所開設予定(平成29年度)

【量の見込みと確保内容】

				実施時期		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者数の見込み (人日)		3, 267	3, 210	3, 153	3, 103	3, 062
内容の	②受入可能人数(人日)	2, 428	2, 428	2, 698	2, 698	2, 698
内保の	実施か所数	3	3	4	4	4
差 (②一①)		-839	-782	-455	-405	-364

西ブロック

1か所開設予定(平成30年度)

		実施時期						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
①利用者数の見込み (人日)		1, 744	1, 710	1, 689	1, 644	1, 609		
内容の	内 確 ②受入可能人数(人日)		856	856	1, 126	1, 126		
内保の	実施か所数	6	6	6	7	7		
差 (②一①)		-888	-854	-833	-518	-483		

南ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保内容】

実施時期						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用和	①利用者数の見込み(人日)		1, 971	1, 916	1, 846	1, 814
内容の	②受入可能人数(人日)	2, 184	2, 184	2, 184	2, 184	2, 184
内保の	実施か所数	8	8	8	8	8
差 (②一①)		149	213	268	338	370

北ブロック

2か所開設予定(平成28、31年度)

			実施時期					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
①利用者数の見込み (人日)		1, 866	1, 850	1, 835	1, 806	1, 809		
内容の	②受入可能人数(人日)	324	594	594	594	864		
内保 容の 実施か所数		4	5	5	5	6		
差 (②一①)		-1, 542	-1, 256	-1, 241	-1, 212	-945		

9 時間外保育事業(延長保育事業)

0~5歳の児童を対象に、保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を 行う事業です。

(1) 市全域

現状の供給量で需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	5 ブロック	
	タイプA	ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)
対象年齢	○歳~5歳児	

				実施時期		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者数の見込み(人)		2, 281	2, 236	2, 191	2, 132	2, 099
内容の	②定員(人)	4, 650	4, 650	4, 650	4, 650	4, 650
容の	実施か所数	45	45	45	45	45
差 (②一①)		2, 369	2, 414	2, 459	2, 518	2, 551

(2) 提供区域別

中央ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保内容】

			実施時期						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度			
①利用和	皆数の見込み (人)	751	760	756	753	750			
内保	②定員(人)	1, 110	1, 110	1, 110	1, 110	1, 110			
内保の	実施か所数	10	10	10	10	10			
差 (②一①)		359	350	354	357	360			

東ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保内容】

		実施時期							
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度			
①利用者数の見込み(人)		284	268	254	240	231			
内容	②定員(人)	880	880	880	880	880			
内保の	実施か所数	8	8	8	8	8			
差 (②一①)		596	612	626	640	649			

西ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

		実施時期						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
①利用者数の見込み(人)		541	525	515	495	482		
内保保	②定員(人)	690	690	690	690	690		
内保の	実施か所数	7	7	7	7	7		
差 (②一①)		149	165	175	195	208		

南ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保内容】

		実施時期						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
①利用者数の見込み(人)		351	336	324	309	302		
内容の	②定員(人)	1, 150	1, 150	1, 150	1, 150	1, 150		
内保の	実施か所数	12	12	12	12	12		
差 (②一①)		799	814	826	841	848		

北ブロック

---現状の供給量で需要量を確保できています。

		実施時期						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
①利用者数の見込み(人)		354	347	342	335	334		
内保保	②定員(人)	820	820	820	820	820		
内保の	実施か所数	8	8	8	8	8		
差 (②一①)		466	473	478	485	486		

10 病児・病後児保育事業

0歳~小学3年生の児童を対象に、病中あるいは病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

(1) 市全域

平成30年度1ヶ所(2ヶ所⇒3ヶ所)

平成31年度1ヶ所(3ヶ所⇒4ヶ所)

平成31年度から、供給量を確保しています。

【基本情報】

提供区域	全市					
	タイプA	ひとり親家庭 (母子または父子家庭)				
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭				
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)				
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)				
対象年齢	0歳~小学3年生					

			実施時期						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度			
①利用和	皆数の見込み (人日)	2, 932	2, 874	2, 816	2, 742	2, 698			
内確	②受入可能人数(人日)	1, 440	1, 440	1, 440	2, 160	2, 880			
内容の	実施か所数	4	4	4	5	6			
差 (②一①)		-1, 492	-1, 434	-1, 376	-582	182			

11 放課後児童健全育成事業(学童保育)

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や 学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目 的とした事業です。

(1) 市全域

平成27年度より実施する児童の集団規模の適正化(教室の分割)に伴い、引き続き学校等に協力を求め、場所の確保に努めるとともに、児童の安全・安心な居場所としての教室運営に取り組みます。また、高学年の利用者数の見込み(受け入れ)については、教室の分割が整備できた時点において検討を行います。(各ブロックも同様)

【基本情報】

提供区域	5 ブロック	
	タイプA	ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)
対象家庭類型	タイプC ´	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプE^	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
対象年齢	小学1年生~	3年生

			平成			実施時期		
			26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用 見込		者数の み(人)	1, 809	1, 899	1, 933	1, 973	1, 970	1, 959
低 学 年	内容の	②定員(人)		2, 183	2, 320	2, 442	2, 442	2, 442
年	容の	実施か所数		32	32	32	32	32
	差 (②一①)			284	387	469	472	483
	①利用者数の 見込み(人)			106	105	108	109	111
高学年	内容の	②定員(人)		0	0	0	0	0
年	容の	実施か所数		0	0	0	0	0
	差	(2-1)		-106	-105	-108	-109	-111

(2)提供区域別

中央ブロック

【量の見込みと確保内容】

			平成			実施時期		
		26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	①利用者数の 見込み(人)		306	324	326	337	339	344
低学年	内容の	②定員(人)		332	332	400	400	400
年	容の	実施か所数		4	4	4	4	4
	差	(2-1)		8	6	63	61	56
	①利用:	者数の み(人)		19	20	22	22	23
高学年	内容 の	②定員(人)		0	0	0	0	0
年 年 	内容の	実施か所数		0	0	0	0	0
	差	(2-1)		-19	-20	-22	-22	-23

東ブロック

			平成			実施時期		
			26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	①利用者数の 見込み(人)		354	365	367	369	361	356
低学年	内容の	②定員(人)		450	478	492	492	492
年	容の	実施か所数		7	7	7	7	7
	差 (②一①)			85	111	123	131	136
	①利用:	者数の み(人)		21	20	19	19	18
高学年	内容の	②定員(人)		0	0	0	0	0
年	格の	実施か所数		0	0	0	0	0
	差	(2-1)		-21	-20	-19	-19	-18

西ブロック

【量の見込みと確保内容】

			平成			実施時期		
			26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	①利用者数の 見込み(人)		338	369	376	387	390	389
低学年	内容の	②定員(人)		390	423	435	435	435
年	容の	実施か所数		6	6	6	6	6
	差 (②一①)			21	47	48	45	46
	①利用:	者数の み(人)		20	20	20	21	21
高学年	内容の	②定員(人)		0	0	0	0	0
年	容の	実施か所数		0	0	0	0	0
	差	(2-1)		-20	-20	-20	-21	-21

南ブロック

			平成 26 年度 (実績)	実施時期					
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
低学年	①利用者数の 見込み(人)		351	376	380	395	396	403	
	内容の	②定員(人)		484	496	524	524	524	
		実施か所数		6	6	6	6	6	
	差 (②一①)			108	116	129	128	121	
高学年	①利用者数の 見込み(人)			23	23	23	23	24	
	内容の	②定員(人)		0	0	0	0	0	
		実施か所数		0	0	0	0	0	
	差 (②一①)			-23	-23	-23	-23	-24	

北ブロック

			平成 26 年度 (実績)	実施時期					
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
低学年	①利用者数の 見込み(人)		460	465	484	485	484	467	
	ー 存保 容の	②定員(人)		527	591	591	591	591	
		実施か所数		9	9	9	9	9	
	差 (②一①)			62	107	106	107	124	
高学年	①利用者数の 見込み(人)			23	22	24	24	25	
	内容の	②定員(人)		0	0	0	0	0	
		実施か所数		0	0	0	0	0	
	差 (②一①)			-23	-22	-24	-24	-25	

12 【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(国から実施要綱等が提示され次第、実施内容を検討します。)

13 【新規】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な 事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業 です。

(国から実施要綱等が提示され次第、実施内容を検討します。)